

北広島市地域防災計画(一般災害対策編)

新旧対照表 (案)

令和4年 月

北広島市地域防災計画(一般災害対策編)新旧対照表

頁	修正前	修正後	理由								
1	<p>第1章 総 則 (略)</p> <p>第1節 計画策定の目的 (略)</p> <p>2 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に必要な防災の組織に関する こと</p>	<p>第1章 総 則 (略)</p> <p>第1節 計画策定の目的 (略)</p> <p>2 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合(以下「災害時」という。)に必 要な防災の組織に関すること</p>	防災基本計画の修正に整合								
1	<p>第3節 計画推進に当たっての基本となる事項 (略)</p> <p>3 災害発生時は、市民自らが主体的に判断し、行動できることが必要であること から、「自らの命は自らが守る」という意識の徹底や、地域の災害リスクととるべき 避難行動等についての住民の理解を促進するため、行政主導のソフト対策のみ では限界があることを前提とし、災害教訓の伝承や、防災教育の推進、住民主体 の取組の支援・強化により、社会全体としての防災意識の向上を図らなければなら ない。</p> <p>(略)</p>	<p>第3節 計画推進に当たっての基本となる事項 (略)</p> <p>3 災害時は、市民自らが主体的に判断し、行動できることが必要であることから、 「自らの命は自らが守る」という意識の徹底や、地域の災害リスクととるべき避 難行動等についての住民の理解を促進するため、行政主導のソフト対策のみでは 限界があることを前提とし、災害教訓の伝承や、防災教育の推進、住民主体の取 組の支援・強化により、社会全体としての防災意識の向上を図らなければなら ない。</p> <p>(略)</p>	防災基本計画の修正に整合								
2	<p>5 令和2年における新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、避難所における 避難者の過密抑制など、感染症対策の観点を取り入れた防災対策の推進を図らな ければならない。</p>	<p>5 新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、災害対応に当たる職員等の感染症対 策の徹底や、避難所における避難者の過密抑制など新型コロナウイルス感染症を含 む感染症対策の観点を取り入れた防災対策の推進を図らなければならない。</p>	防災基本計画の修正に整合								
2	<p>第5節 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱 (略)</p>	<p>第5節 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱 (略)</p>									
3	<p>2 指定地方行政機関</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機 関 名</th> <th>事 務 又 は 業 務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>札幌管区気象台</td> <td> <p>(1) 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収 集、発表を行うこと。</p> <p>(2) 気象、地象(地震にあつては、発生した断層運動による 地震動に限る)、水象の予報・警報等の防災気象情報等の 発表、伝達及び解説を行うこと。</p> <p>(3) 気象業務に必要な観測、予報及び通信等施設の整備に努 めること。</p> <p>(4) 防災対策に関する技術的な支援・協力を行うこと。</p> <p>(5) 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発活動に努 めること。</p> </td> </tr> </tbody> </table>	機 関 名	事 務 又 は 業 務	札幌管区気象台	<p>(1) 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収 集、発表を行うこと。</p> <p>(2) 気象、地象(地震にあつては、発生した断層運動による 地震動に限る)、水象の予報・警報等の防災気象情報等の 発表、伝達及び解説を行うこと。</p> <p>(3) 気象業務に必要な観測、予報及び通信等施設の整備に努 めること。</p> <p>(4) 防災対策に関する技術的な支援・協力を行うこと。</p> <p>(5) 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発活動に努 めること。</p>	<p>2 指定地方行政機関</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機 関 名</th> <th>事 務 又 は 業 務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>札幌管区気象台</td> <td> <p>(1) 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収 集、発表に関すること。</p> <p>(2) 気象、地象(地震にあつては、発生した断層運動による 地震動に限る)、水象の予報・警報等の防災気象情報等の 発表、伝達及び解説に関すること。</p> <p>(3) 気象業務に必要な観測、予報及び通信等施設の整備に関 すること。</p> <p>(4) 防災対策に関する技術的な支援・協力に関すること。</p> <p>(5) 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発活動に関 すること。</p> </td> </tr> </tbody> </table>	機 関 名	事 務 又 は 業 務	札幌管区気象台	<p>(1) 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収 集、発表に関すること。</p> <p>(2) 気象、地象(地震にあつては、発生した断層運動による 地震動に限る)、水象の予報・警報等の防災気象情報等の 発表、伝達及び解説に関すること。</p> <p>(3) 気象業務に必要な観測、予報及び通信等施設の整備に関 すること。</p> <p>(4) 防災対策に関する技術的な支援・協力に関すること。</p> <p>(5) 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発活動に関 すること。</p>	表現の適正化 (札幌管区気象台)
機 関 名	事 務 又 は 業 務										
札幌管区気象台	<p>(1) 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収 集、発表を行うこと。</p> <p>(2) 気象、地象(地震にあつては、発生した断層運動による 地震動に限る)、水象の予報・警報等の防災気象情報等の 発表、伝達及び解説を行うこと。</p> <p>(3) 気象業務に必要な観測、予報及び通信等施設の整備に努 めること。</p> <p>(4) 防災対策に関する技術的な支援・協力を行うこと。</p> <p>(5) 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発活動に努 めること。</p>										
機 関 名	事 務 又 は 業 務										
札幌管区気象台	<p>(1) 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収 集、発表に関すること。</p> <p>(2) 気象、地象(地震にあつては、発生した断層運動による 地震動に限る)、水象の予報・警報等の防災気象情報等の 発表、伝達及び解説に関すること。</p> <p>(3) 気象業務に必要な観測、予報及び通信等施設の整備に関 すること。</p> <p>(4) 防災対策に関する技術的な支援・協力に関すること。</p> <p>(5) 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発活動に関 すること。</p>										

北広島市地域防災計画（一般災害対策編）新旧対照表

頁	修正前	修正後	理由
7	<p>第6節 市民及び事業者の基本的責務等 (略)</p> <p>第1 市民の責務 (略)</p> <p>1 平常時の備え (略)</p> <p>(2) 「最低3日間、推奨1週間」分の食料、飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレットペーパー、ポータブルストーブ等の備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池、携帯電話充電器等）の準備、自動車へのこまめな満タン給油及び自宅等の暖房・給湯用燃料の確保 (略)</p>	<p>第6節 市民及び事業者の基本的責務等 (略)</p> <p>第1 市民の責務 (略)</p> <p>1 平常時の備え (略)</p> <p>(2) 「最低3日間、推奨1週間」分の食料、飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレットペーパー、<u>女性用品</u>、ポータブルストーブ等の備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池、携帯電話充電器等）の準備、自動車へのこまめな満タン給油及び自宅等の暖房・給湯用燃料の確保 (略)</p>	<p>「男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン（内閣府）」策定に伴う修正</p>
8	<p>第3 市民及び事業者による地区内の防災活動の推進 (略)</p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>第3 市民及び事業者による地区内の防災活動の推進 (略)</p> <p><u>4 市は、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において地区防災計画を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合が図られるよう努める。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努める。</u></p>	<p>防災基本計画の修正に整合</p>
9	<p><u>4</u> 市は、自主防災組織の育成、強化を図るとともに、市民一人一人が自ら行う防災活動の促進により、市における地域社会の防災体制の充実を図る。</p>	<p><u>5</u> 市は、自主防災組織の育成、強化を図るとともに、市民一人一人が自ら行う防災活動の促進により、市における地域社会の防災体制の充実を図る。</p>	
13	<p>第3章 防災組織 (略)</p> <p>第1節 組織計画 (略)</p>	<p>第3章 防災組織 (略)</p> <p>第1節 組織計画 (略)</p>	
14	<p>第2 災害対策本部 市長は、市の区域内に<u>おいて災害が発生し、又は発生するおそれのある場合</u>で必要があると認めるときは、基本法第23条の2及び北広島市災害対策本部条例（昭和37年広島村条例第21号）に基づき本部を設置し、災害予防及び災害応急対策を実施する。 市は、災害情報を一元的に把握し、共有することができる体制の整備を図り、適切な対応がとれるよう努めるとともに、災害対策本部の機能の充実・強化に努める。 (略)</p>	<p>第2 災害対策本部 市長は、市の区域内に<u>おける災害時</u>、必要があると認めるときは、基本法第23条の2及び北広島市災害対策本部条例（昭和37年広島村条例第21号）に基づき本部を設置し、災害予防及び災害応急対策を実施する。 市は、災害情報を一元的に把握し、共有することができる体制の整備を図り、適切な対応がとれるよう努めるとともに、災害対策本部の機能の充実・強化に努める。 (略)</p>	<p>防災基本計画の修正に整合</p>

北広島市地域防災計画（一般災害対策編）新旧対照表

頁	修正前	修正後	理由																														
15	<p>3 災害対策本部の設置基準等 (略)</p> <p>(2) 災害対策本部の設置 ア 本部は市役所庁舎内に設置する。ただし、庁舎が被災し、使用できない場合は、他の公共施設に設置する。 (略)</p>	<p>3 災害対策本部の設置基準等 (略)</p> <p>(2) 災害対策本部の設置 ア 本部は市役所庁舎内に設置する。ただし、庁舎が被災し使用できない場合の本部設置場所は消防本部庁舎とし、それにより難しい場合は他の公共施設に設置する。 (略)</p>	<p>予備の本部設置場所の明確化 (北広島市)</p>																														
16	<p>9 災害対策現地合同本部 大規模な災害が発生した際に、防災関係機関が相互に協議し、現地において災害対策を連携して行うことが必要と判断した場合には、災害対策現地合同本部を設置する。</p>	<p>9 災害対策現地合同本部 大規模な災害時に、防災関係機関が相互に協議し、現地において災害対策を連携して行うことが必要と判断した場合には、災害対策現地合同本部を設置する。</p>	<p>防災基本計画の修正に整合</p>																														
17	<p>第3 警戒・非情配備態勢 (略)</p> <p>1 警戒・非常配備体制の基準</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>配備時期</th> <th>活動内容</th> <th>配備職員</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1警戒配備</td> <td>(1) 震度3の地震が発生したとき。 (2) 気象業務法に基づく警報が発表されたとき。 (3) その他市長が必要と認めたとき。</td> <td>(1) 災害情報の収集 (2) 市有施設の警戒巡視</td> <td>・防災班 ・消防班 ・市有施設管理担当部署</td> <td></td> </tr> <tr> <td>第2警戒配備</td> <td>(1) 震度4の地震が発生したとき。 (2) 気象業務法に基づく警報が発表され、災害の発生が予想される時。 (3) その他市長が必要と認めたとき。</td> <td>(1) 災害情報の収集と伝達 (2) 防災関係機関との連絡調整 (3) 災害危険地及び市有施設の警戒巡視 (4) 災害応急対策 (5) 非常配備体制への移行準備</td> <td>災害対策本部に定められた本部員及び各班の班長</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p> <p>2 警戒・非情配備態勢の活動要領 (1) 動員の方法 ア 本部事務局長（防災危機管理担当部長）は、本部長の非常配備決定に基づき本部員（各部長）に対し、本部の設置及び非常配備を通知する。</p>	種別	配備時期	活動内容	配備職員	備考	第1警戒配備	(1) 震度3の地震が発生したとき。 (2) 気象業務法に基づく警報が発表されたとき。 (3) その他市長が必要と認めたとき。	(1) 災害情報の収集 (2) 市有施設の警戒巡視	・防災班 ・消防班 ・市有施設管理担当部署		第2警戒配備	(1) 震度4の地震が発生したとき。 (2) 気象業務法に基づく警報が発表され、災害の発生が予想される時。 (3) その他市長が必要と認めたとき。	(1) 災害情報の収集と伝達 (2) 防災関係機関との連絡調整 (3) 災害危険地及び市有施設の警戒巡視 (4) 災害応急対策 (5) 非常配備体制への移行準備	災害対策本部に定められた本部員及び各班の班長		<p>第3 警戒・非情配備態勢 (略)</p> <p>1 警戒・非常配備体制の基準</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>配備時期</th> <th>活動内容</th> <th>配備職員</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1警戒配備</td> <td>(1) 震度3の地震が発生したとき。 (2) 気象業務法に基づく暴風（雪）、大雨、洪水警報が発表されたとき。 (3) その他市長が必要と認めたとき。</td> <td>(1) 災害情報の収集 (2) 市有施設の警戒巡視</td> <td>・防災班長が指名する者 ・消防班長が指名する者 ・市有施設管理担当部署の長が指名する者</td> <td></td> </tr> <tr> <td>第2警戒配備</td> <td>(1) 震度4の地震が発生したとき。 (2) 気象業務法に基づく警報が発表され、災害の発生が予想される時。 (3) その他市長が必要と認めたとき。</td> <td>(1) 災害情報の収集と伝達 (2) 防災関係機関との連絡調整 (3) 災害危険地及び市有施設の警戒巡視 (4) 災害応急対策 (5) 非常配備体制への移行準備</td> <td>災害対策本部に定められた本部員及び各班の班長</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p> <p>2 警戒・非情配備態勢の活動要領 (1) 動員の方法 ア 本部事務局長（防災危機管理室長）は、本部長の非常配備決定に基づき本部員（各部長）に対し、本部の設置及び非常配備を通知する。</p>	種別	配備時期	活動内容	配備職員	備考	第1警戒配備	(1) 震度3の地震が発生したとき。 (2) 気象業務法に基づく 暴風（雪）、大雨、洪水 警報が発表されたとき。 (3) その他市長が必要と認めたとき。	(1) 災害情報の収集 (2) 市有施設の警戒巡視	・防災班 長が指名する者 ・消防班 長が指名する者 ・市有施設管理担当部署の 長が指名する者		第2警戒配備	(1) 震度4の地震が発生したとき。 (2) 気象業務法に基づく警報が発表され、災害の発生が予想される時。 (3) その他市長が必要と認めたとき。	(1) 災害情報の収集と伝達 (2) 防災関係機関との連絡調整 (3) 災害危険地及び市有施設の警戒巡視 (4) 災害応急対策 (5) 非常配備体制への移行準備	災害対策本部に定められた本部員及び各班の班長		<p>防災基本計画の修正に整合</p> <p>組織改編に伴う修正（北広島市）</p>
種別	配備時期	活動内容	配備職員	備考																													
第1警戒配備	(1) 震度3の地震が発生したとき。 (2) 気象業務法に基づく警報が発表されたとき。 (3) その他市長が必要と認めたとき。	(1) 災害情報の収集 (2) 市有施設の警戒巡視	・防災班 ・消防班 ・市有施設管理担当部署																														
第2警戒配備	(1) 震度4の地震が発生したとき。 (2) 気象業務法に基づく警報が発表され、災害の発生が予想される時。 (3) その他市長が必要と認めたとき。	(1) 災害情報の収集と伝達 (2) 防災関係機関との連絡調整 (3) 災害危険地及び市有施設の警戒巡視 (4) 災害応急対策 (5) 非常配備体制への移行準備	災害対策本部に定められた本部員及び各班の班長																														
種別	配備時期	活動内容	配備職員	備考																													
第1警戒配備	(1) 震度3の地震が発生したとき。 (2) 気象業務法に基づく 暴風（雪）、大雨、洪水 警報が発表されたとき。 (3) その他市長が必要と認めたとき。	(1) 災害情報の収集 (2) 市有施設の警戒巡視	・防災班 長が指名する者 ・消防班 長が指名する者 ・市有施設管理担当部署の 長が指名する者																														
第2警戒配備	(1) 震度4の地震が発生したとき。 (2) 気象業務法に基づく警報が発表され、災害の発生が予想される時。 (3) その他市長が必要と認めたとき。	(1) 災害情報の収集と伝達 (2) 防災関係機関との連絡調整 (3) 災害危険地及び市有施設の警戒巡視 (4) 災害応急対策 (5) 非常配備体制への移行準備	災害対策本部に定められた本部員及び各班の班長																														

北広島市地域防災計画（一般災害対策編）新旧対照表

頁	修正前	修正後	理由
18	<p>(2) 動員の配備、伝達系統及び伝達方法</p> <p>ア 勤務時間内の伝達系統及び伝達方法</p> <p>(ア) 非常配備体制がとられた場合（本部が設置された場合）、本部長の指示により本部事務局長（<u>防災危機管理担当部長</u>）は各部長に通知する。</p> <p>(略)</p> <p>イ 勤務時間外の伝達系等及び伝達方法</p> <p>(略)</p> <p>(イ) 危機管理課長は<u>防災危機管理担当部長</u>の指示を受け、必要に応じて関係部課長、職員に通知する。</p> <p>(略)</p>	<p>(2) 動員の配備、伝達系統及び伝達方法</p> <p>ア 勤務時間内の伝達系統及び伝達方法</p> <p>(ア) 非常配備体制がとられた場合（本部が設置された場合）、本部長の指示により本部事務局長（<u>防災危機管理室長</u>）は各部長に通知する。</p> <p>(略)</p> <p>イ 勤務時間外の伝達系等及び伝達方法</p> <p>(略)</p> <p>(イ) 危機管理課長は<u>防災危機管理室長</u>の指示を受け、必要に応じて関係部課長、職員に通知する。</p> <p>(略)</p>	<p>組織改編に伴う修正（北広島市）</p> <p>組織改編に伴う修正（北広島市）</p>
19	<p>(3) 警戒・非常配備体制下の活動</p> <p>ア 第1警戒配備体制下の活動</p> <p>第1警戒配備体制下における活動の要点は、おおむね次のとおりとする。</p> <p>(ア) 本部事務局長（<u>防災危機管理担当部長</u>）は、气象台その他防災関係機関と連絡をとり、気象情報、災害状況等の情報収集を行う。</p> <p>(イ) 第1警戒配備体制の職員の人数は、状況により本部事務局長（<u>防災危機管理担当部長</u>）において増減する。</p> <p>イ 第2警戒配備体制下の活動</p> <p>第2警戒配備体制下における活動の要点は、おおむね次のとおりとする。</p> <p>(ア) 本部事務局長（<u>防災危機管理担当部長</u>）は、气象台その他防災関係機関と連絡をとり、気象情報、災害状況等の情報収集を行う。</p> <p>(イ) 本部事務局長（<u>防災危機管理担当部長</u>）は、関係部長に収集情報を提供し、及び各部の活動状況等を把握する。</p> <p>(ウ) 関係部長は、本部事務局長（<u>防災危機管理担当部長</u>）からの情報又は連絡に即応し、情報に対応する措置を検討するとともに、待機職員に随時、巡回活動及び災害応急対策等の必要な指示を行う。</p> <p>(略)</p>	<p>(3) 警戒・非常配備体制下の活動</p> <p>ア 第1警戒配備体制下の活動</p> <p>第1警戒配備体制下における活動の要点は、おおむね次のとおりとする。</p> <p>(ア) 本部事務局長（<u>防災危機管理室長</u>）は、气象台その他防災関係機関と連絡をとり、気象情報、災害状況等の情報収集を行う。</p> <p>(イ) 第1警戒配備体制の職員の人数は、状況により本部事務局長（<u>防災危機管理室長</u>）において増減する。</p> <p>イ 第2警戒配備体制下の活動</p> <p>第2警戒配備体制下における活動の要点は、おおむね次のとおりとする。</p> <p>(ア) 本部事務局長（<u>防災危機管理室長</u>）は、气象台その他防災関係機関と連絡をとり、気象情報、災害状況等の情報収集を行う。</p> <p>(イ) 本部事務局長（<u>防災危機管理室長</u>）は、関係部長に収集情報を提供し、及び各部の活動状況等を把握する。</p> <p>(ウ) 関係部長は、本部事務局長（<u>防災危機管理室長</u>）からの情報又は連絡に即応し、情報に対応する措置を検討するとともに、待機職員に随時、巡回活動及び災害応急対策等の必要な指示を行う。</p> <p>(略)</p>	<p>組織改編に伴う修正（北広島市）</p>
20	<p>ウ 非常配備体制下の活動</p> <p>(略)</p> <p>(ウ) 本部事務局長（<u>防災危機管理担当部長</u>）は、関係部長及び防災関係機関と連絡を密にし、客観情勢を判断するとともに、その状況を本部長に報告する。</p>	<p>ウ 非常配備体制下の活動</p> <p>(略)</p> <p>(ウ) 本部事務局長（<u>防災危機管理室長</u>）は、関係部長及び防災関係機関と連絡を密にし、客観情勢を判断するとともに、その状況を本部長に報告する。</p>	

北広島市地域防災計画（一般災害対策編）新旧対照表

頁	修正前	修正後	理由
22	<p style="text-align: center;">第2節 気象業務に関する計画</p> <p>暴風、暴風雪、大雨、大雪、洪水等による災害を未然に防止し、また、その被害を軽減するため、気象、地象（地震及び火山現象を除く）及び水象（地震に密接に関連するものを除く）等の特別警報・警報・注意報並びに情報等の伝達方法及びこれらの異常現象発見者の通報義務等に関する組織、業務等は次に定めるところによる。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>第1 気象業務組織</p> <p>1 予報区と担当官所</p> <p>(1) 予報区</p> <p>ア 北海道においては全域を対象とする北海道地方予報区（札幌管区気象台担当）と7つの府県予報区に分かれている。</p> <p>イ 予報区及び警報・注意報に用いる細分区域名は次のとおりである。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>第2 気象等に関する特別警報・警報・注意報及び火災気象通報</p> <p>気象等に関する特別警報・警報・注意報並びに火災気象通報の発表、伝達等は、気象業務法（昭和27年法律第165号）、水防法（昭和24年法律第193号）<u>及び消防法（昭和23年法律第186号）</u>の規定に基づき行うもので、本市における特別警報・警報・注意報の種類、発表基準、発表方法、伝達方法等は次による。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>1 気象等に関する特別警報・警報・注意報</p> <p style="text-align: center;">(略)</p>	<p style="text-align: center;">第2節 気象業務に関する計画</p> <p>暴風、暴風雪、大雨、大雪、洪水等による災害を未然に防止し、また、その被害を軽減するため、気象、地象（地震及び火山現象を除く）及び水象（地震に密接に関連するものを除く）等の特別警報・警報・注意報並びに気象情報等の伝達方法及びこれらの異常現象発見者の通報義務等に関する組織、業務等は次に定めるところによる。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>第1 気象業務組織</p> <p>1 予報区と担当官所</p> <p>(1) 予報区</p> <p>ア <u>予報区は、予報及び警報・注意報の対象とする区域であり、</u>北海道においては全域を対象とする北海道地方予報区（札幌管区気象台担当）と7つの府県予報区に分かれている。</p> <p>イ <u>府県天気予報</u>及び<u>特別警報</u>・警報・注意報に用いる細分区域名は次のとおりである。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>第2 気象等に関する特別警報・警報・注意報、<u>土砂災害警戒情報、指定河川洪水予報</u>及び火災気象通報</p> <p>気象等に関する特別警報・警報・注意報、<u>土砂災害警戒情報、指定河川洪水予報</u>並びに火災気象通報の発表、伝達等は、気象業務法（昭和27年法律第165号）、水防法（昭和24年法律第193号）及び<u>土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）</u>の規定に基づき行うもので、本市における特別警報・警報・注意報等の種類、発表基準、発表方法、伝達方法等は次による。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>1 気象等に関する特別警報・警報・注意報</p> <p style="text-align: center;">(略)</p>	<p>表現の適正化（札幌管区気象台）</p> <p>予報区の説明を追記（札幌管区気象台）</p> <p>表現の適正化（札幌管区気象台）</p> <p>防災気象情報及びその根拠法の追記（札幌管区気象台）</p>
23	<p style="text-align: center;">(2) 伝達系等</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>エ 危機管理課長は、特別警報及び警報を受理した場合、速やかに<u>防災危機管理担当部長</u>に報告するとともに、必要に応じて関係部課長等に連絡する。</p>	<p style="text-align: center;">(2) 伝達系等</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>エ 危機管理課長は、特別警報及び警報を受理した場合、速やかに<u>防災危機管理室長</u>に報告するとともに、必要に応じて関係部課長等に連絡する。</p>	<p>組織改編に伴う修正（北広島市）</p>

北広島市地域防災計画（一般災害対策編）新旧対照表

頁	修正前	修正後	理由								
23	(新設)	<p><u>2 キキクル（大雨警報・洪水警報の危険度分布）</u></p> <p style="text-align: center;"><u>キキクルの種類と概要</u></p> <table border="1" data-bbox="1323 380 2371 1787"> <thead> <tr> <th data-bbox="1323 380 1576 428"><u>種類</u></th> <th data-bbox="1576 380 2371 428"><u>概要</u></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1323 428 1576 995"><u>土砂キキクル(大雨警報(土砂災害)の危険度分布)※</u></td> <td data-bbox="1576 428 2371 995"> <p><u>大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報(土砂災害)や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <u>・「非常に危険」(うす紫)：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当</u> <u>・「警戒」(赤)：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当</u> <u>・「注意」(黄)：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当</u> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1323 995 1576 1215"><u>浸水キキクル(大雨警報(浸水害)の危険度分布)</u></td> <td data-bbox="1576 995 2371 1215"> <p><u>短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報(浸水害)等が発表されたときに、危険度の高まっている場所を面的に確認することができる。</u></p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1323 1215 1576 1787"><u>洪水キキクル(洪水警報の危険度分布)</u></td> <td data-bbox="1576 1215 2371 1787"> <p><u>指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川(水位周知河川及びその他河川)の洪水発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <u>・「非常に危険」(うす紫)：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当</u> <u>・「警戒」(赤)：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当</u> <u>・「注意」(黄)：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当</u> </td> </tr> </tbody> </table> <p>※「極めて危険」(濃い紫)：警戒レベル5緊急安全確保の発令対象区域の絞り込みに活用</p>	<u>種類</u>	<u>概要</u>	<u>土砂キキクル(大雨警報(土砂災害)の危険度分布)※</u>	<p><u>大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報(土砂災害)や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <u>・「非常に危険」(うす紫)：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当</u> <u>・「警戒」(赤)：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当</u> <u>・「注意」(黄)：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当</u> 	<u>浸水キキクル(大雨警報(浸水害)の危険度分布)</u>	<p><u>短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報(浸水害)等が発表されたときに、危険度の高まっている場所を面的に確認することができる。</u></p>	<u>洪水キキクル(洪水警報の危険度分布)</u>	<p><u>指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川(水位周知河川及びその他河川)の洪水発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <u>・「非常に危険」(うす紫)：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当</u> <u>・「警戒」(赤)：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当</u> <u>・「注意」(黄)：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当</u> 	キキクル（危険度分布）についての解説を記載（札幌管区气象台）
<u>種類</u>	<u>概要</u>										
<u>土砂キキクル(大雨警報(土砂災害)の危険度分布)※</u>	<p><u>大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報(土砂災害)や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <u>・「非常に危険」(うす紫)：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当</u> <u>・「警戒」(赤)：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当</u> <u>・「注意」(黄)：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当</u> 										
<u>浸水キキクル(大雨警報(浸水害)の危険度分布)</u>	<p><u>短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報(浸水害)等が発表されたときに、危険度の高まっている場所を面的に確認することができる。</u></p>										
<u>洪水キキクル(洪水警報の危険度分布)</u>	<p><u>指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川(水位周知河川及びその他河川)の洪水発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <u>・「非常に危険」(うす紫)：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当</u> <u>・「警戒」(赤)：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当</u> <u>・「注意」(黄)：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当</u> 										

北広島市地域防災計画（一般災害対策編）新旧対照表

頁	修正前	修正後	理由
23	<p><u>2</u> 水防活動用気象等警報及び注意報 (略)</p> <p><u>(新設)</u></p>	<p><u>3</u> 水防活動用気象等警報及び注意報 (略)</p> <p><u>4</u> 土砂災害警戒情報 <u>大雨警報（土砂災害）の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町村長の避難情報の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒が呼びかけられる情報で、総合振興局や振興局と气象台から共同で発表される。市町村内で危険度が高まっている詳細な領域は土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で確認することができる</u> <u>(https://www.jma.go.jp/bousai/risk/#elements:land)。</u> <u>危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当</u> <u>伝達は次の系統により行う。</u> (略)</p>	<p>欠落していた項目を新設 (气象台が推奨する標準的な記載例を採用)</p>
24	<p><u>3</u> 指定河川洪水予報（水防法第10条第2項） <u>指定河川の洪水予報は、</u>河川の増水や氾濫などに対する水防活動の判断や市民の避難行動の参考となるように、あらかじめ指定した河川（以下「洪水予報河川」という。）について、区間を決めて水位又は流量を示して発表する警報及び注意報<u>であり、气象台と北海道開発局が共同で発表する。</u> (略)</p>	<p><u>5</u> 指定河川洪水予報（水防法第10条第2項） 河川の増水や氾濫などに対する水防活動の判断や市民の避難行動の参考となるように、あらかじめ指定した河川（以下「洪水予報河川」という。）について、区間を決めて水位又は流量を示して発表する警報及び注意報。 <u>警戒レベル2～5に相当する。</u> <u>また、国土交通省と共同で指定河川洪水予報を実施する河川においては、大雨特別警報の警報等への切替時に、それ以降に河川氾濫の危険性が高くなると予想した場合には、臨時の指定河川洪水予報を発表する。</u> (略)</p>	<p>北海道地域防災計画との整合</p>

北広島市地域防災計画（一般災害対策編）新旧対照表

頁	修正前			修正後			理由
24	(2) 洪水予報の種類及び発表基準			(2) 洪水予報の種類及び発表基準			発表基準の修正及び災害対策基本法改正を踏まえた修正（札幌管区気象台）
種類	標 題	概 要	種類	標 題	概 要		
洪水警報	氾濫発生情報	氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表される。	洪水警報	氾濫発生情報	氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表される。 <u>新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。災害がすでに発生している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当</u>		
	氾濫危険情報	基準地点の水位が氾濫危険水位に達したとき、氾濫危険水位以上の状態が継続しているときに発表される。		氾濫危険情報	基準地点の水位が氾濫危険水位に達したとき、氾濫危険水位以上の状態が継続しているときに発表される。 <u>いつ氾濫が発生してもおかしくない状況。避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階であり、避難指示の発令の判断の参考とする。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当</u>		
	氾濫警戒情報	基準地点の水位が氾濫危険水位に達すると見込まれるとき、避難判断水位に達しさらに水位の上昇が見込まれるときに発表される。		氾濫警戒情報	基準地点の水位が氾濫危険水位に達すると見込まれるとき、避難判断水位に達しさらに水位の上昇が見込まれるとき、 <u>氾濫危険情報を発表中に氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く）、避難判断水位を超える状況が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く）</u> に発表される。 <u>高齢者等避難の発令の判断の参考とする。高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当</u>		
洪水注意報	氾濫注意情報	基準地点の水位が氾濫注意水位に達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上で、かつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき、避難判断水位に達したが水位の上昇が見込まれないときに発表される。	洪水注意報	氾濫注意情報	基準地点の水位が氾濫注意水位に達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上で、かつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき、避難判断水位に達したが水位の上昇が見込まれないときに発表される。 <u>ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当</u>		
(略)			(略)				

北広島市地域防災計画（一般災害対策編）新旧対照表

頁	修正前	修正後	理由
26	<u>4</u> 水防警報（水防法第16条第1項） （略）	<u>6</u> 水防警報（水防法第16条第1項） （略）	
27	<u>5</u> 火災気象通報 （略） (1) 通報基準 図表 <u>通報基準</u> （略）	<u>7</u> 火災気象通報 （略） (1) 通報基準 図表 <u>火災気象通報に関する申し合わせ</u>	火災気象通報に関する申し合わせ改訂に伴う修正(札幌管区气象台)
	<u>6</u> 林野火災気象情報 （略）	<u>8</u> 林野火災気象情報 （略）	
	<u>7</u> 気象情報 （略） (1) 情報の種類 <u>(新設)</u>	<u>9</u> 気象情報 （略） (1) 情報の種類 <u>ア 早期注意情報（警報級の可能性）</u> <u>5日先までの警報級の可能性が[高]、[中]の2段階で発表される。</u> <u>当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位（石狩地方など）で、2日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位（石狩・空知・後志地方など）で発表される。</u> <u>大雨に関して、[高]又は[中]が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。</u>	早期注意情報の追記 (札幌管区气象台)
	<u>ア</u> 地方気象情報、府県気象情報 （略）	<u>イ</u> 地方気象情報、府県気象情報 （略）	
28	<u>イ</u> 台風に関する気象情報 （略） <u>ウ</u> 記録的短時間大雨情報 <u>府県予報区内で、大雨警報発表中に数年に一度程度しか発生しないような猛烈な短時間の大雨を観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）したときに、府県気象情報の一種として発表される情報。</u> <u>この情報が発表されたときは、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫といった災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所については、警報の「危険度分布」で確認する必要がある。</u>	<u>ウ</u> 台風に関する気象情報 （略） <u>エ</u> 記録的短時間大雨情報 <u>大雨警報発表中の二次細分区域において、キキクル（危険度分布）の「非常に危険」（うす紫）が出現し、かつ数年に一度程度しか発生しないような猛烈な1時間降水量を観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）されたときに、気象庁から発表される。</u> <u>この情報が発表されたときは、土砂災害及び低地の浸水、中小河川の増水・氾濫による災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所については、キキクル（危険度分布）で確認する必要がある。</u>	記録的短時間大雨情報の運用変更に伴う修正と気象庁ホームページのリニューアルに伴う修正(札幌管区气象台)

北広島市地域防災計画（一般災害対策編）新旧対照表

頁	修正前	修正後	理由
28	<p>※ <u>大雨警報（土砂災害）の危険度分布（土砂災害警戒判定メッシュ情報）</u>：https://www.jma.go.jp/jp/doshamesh/index.html</p> <p>※ <u>大雨警報（浸水害）の危険度分布</u>： https://www.jma.go.jp/jp/suigaimesh/inund.html</p> <p>※ <u>洪水警報の危険度分布</u>： https://www.jma.go.jp/jp/suigaimesha/flood.html 《石狩南部の発表基準：1時間雨量で100mm以上》</p> <p><u>エ</u> 竜巻注意情報 (略)</p> <p>※ <u>高解像度降水ナウキャスト（竜巻発生確度ナウキャスト）</u>： https://www.jma.go.jp/jp/highresorad/ (略)</p>	<p><u>土砂キキクル（危険度分布）</u> https://www.jma.go.jp/bousai/risk/#elements;land</p> <p><u>浸水キキクル（危険度分布）</u> https://www.jma.go.jp/bousai/risk/#elements;inund</p> <p><u>洪水キキクル（危険度分布）</u> https://www.jma.go.jp/bousai/risk/#elements;flood</p> <p><u>オ</u> 竜巻注意情報 (略)</p> <p>※ <u>雨雲の動き（降水・雷・竜巻ナウキャスト）</u>： https://www.jma.go.jp/bosai/nowc/ (略)</p>	<p>記録的短時間大雨情報の運用変更に伴う修正と気象庁ホームページのリニューアルに伴う修正（札幌管区气象台）</p>
30	<p style="text-align: center;">第4章 災害予防計画</p> <p>災害対策の目標は、災害の発生又は拡大を未然に防止することであり、災害予防は、あらゆる防災の基礎をなすものである<u>ことから</u>、災害予防責任者は、それぞれの組織を通じて相互に協力し、災害の発生又は拡大の未然防止のため必要とする施策を誠実に実施し、災害発生原因の除去及び施設の改善に努めるとともに、科学的知見及び過去の災害から得られた教訓を踏まえて絶えず改善を図っていく。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p>	<p style="text-align: center;">第4章 災害予防計画</p> <p>災害対策の目標は、災害の発生又は拡大を未然に防止することであり、災害予防は、あらゆる防災の基礎をなすものである。</p> <p><u>市は、まちの災害特性に配慮した土地利用の誘導、開発抑制、移転の促進や避難に必要な施設の整備に加え、自然環境の機能を活用すること等により地域のレジリエンスを高める「Eco-DRR（生態系を活用した防災減災）」及び「グリーンインフラ」の取組の推進など、総合的な防災・減災対策を講じることにより、災害に強いまちの形成を図る。</u></p> <p>災害予防責任者は、それぞれの組織を通じて相互に協力し、災害の発生又は拡大の未然防止のため必要とする施策を誠実に実施し、災害発生原因の除去及び施設の改善に努めるとともに、科学的知見及び過去の災害から得られた教訓を踏まえて絶えず改善を図っていく。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p>	<p>防災基本計画の修正に伴う修正</p>

北広島市地域防災計画（一般災害対策編）新旧対照表

頁	修正前	修正後	理由
31	<p>第1節 防災思想・知識の普及・啓発及び防災教育の推進に関する計画 (略)</p> <p>第1 実施責任者 (略)</p> <p>2 北広島市 (略)</p> <p>(2) 市民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、自然災害によるリスク情報の基礎となる防災地理情報を整備するとともに、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信する。</p>	<p>第1節 防災思想・知識の普及・啓発及び防災教育の推進に関する計画 (略)</p> <p>第1 実施責任者 (略)</p> <p>2 北広島市 (略)</p> <p>(2) 市民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、自然災害によるリスク情報の基礎となる防災地理情報を整備するとともに、<u>専門家(風水害においては気象防災アドバイザー等)の知見も活用しながら</u>、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信する。</p>	防災基本計画の修正に伴う修正
33	<p>(略)</p> <p>第5 学校等教育関係機関における防災思想・知識の普及・啓発及び教育の推進 (略)</p> <p>2 学校における体系的な防災教育に関する指導内容の整理、防災教育のための指導時間の確保など、防災に関する教育の充実に努める。</p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>第5 学校等教育関係機関における防災思想・知識の普及・啓発及び教育の推進 (略)</p> <p>2 学校における体系的かつ<u>地域の災害リスクに基づいた</u>防災教育に関する指導内容の整理、防災教育のための指導時間の確保など、防災に関する教育の充実に努める。</p> <p>(略)</p>	防災基本計画の修正に伴う修正
37	<p>第4節 相互応援（受援）体制整備計画 (略)</p> <p>第1 基本的な考え方 市は、災害発生時に迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるよう、平常時から他の防災関係機関との連携強化に努めるとともに、企業、NPO等に委託可能な災害対策に係る業務については、あらかじめ企業等との間で協定を締結しておく、輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設を把握しておくなど、そのノウハウや能力等の活用に努める。</p> <p>(略)</p>	<p>第4節 相互応援（受援）体制整備計画 (略)</p> <p>第1 基本的な考え方 市は、災害時に迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるよう、平常時から他の防災関係機関との連携強化に努めるとともに、企業、NPO等に委託可能な災害対策に係る業務については、あらかじめ企業等との間で協定を締結しておく、輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設を把握しておくなど、そのノウハウや能力等の活用に努める。</p> <p>(略)</p>	防災基本計画の修正に伴う修正
39	<p>第5節 自主防災組織の育成等に関する計画 (略)</p> <p>第4 自主防災組織の活動 (略)</p> <p>2 非常時及び災害時の活動 (略)</p>	<p>第5節 自主防災組織の育成等に関する計画 (略)</p> <p>第4 自主防災組織の活動 (略)</p> <p>2 非常時及び災害時の活動 (略)</p>	
40	<p>(4) 避難の実施 市長等から<u>避難指示や避難行動に時間を要する要配慮者・支援者など</u>に対す</p>	<p>(4) 避難の実施 市長等から<u>緊急安全確保、避難指示及び高齢者等避難（以下「避難指示等」と</u></p>	防災基本計画の修正に伴う修正

北広島市地域防災計画（一般災害対策編）新旧対照表

頁	修正前	修正後	理由
40	<p><u>る高齢者等避難</u>が発令された場合には、地域住民に対して周知徹底を図り、大雨・暴風、火災、崖崩れ、地滑り等に注意しながら迅速かつ円滑に指定緊急避難場所や指定避難所等へ誘導する。</p> <p>(略)</p>	<p><u>いう。)</u>が発令された場合には、地域住民に対して周知徹底を図り、大雨・暴風、火災、崖崩れ、地滑り等に注意しながら迅速かつ円滑に指定緊急避難場所や指定避難所等へ誘導する。</p> <p>(略)</p>	<p>防災基本計画の修正に伴う修正</p>
42	<p>第6節 避難体制整備計画 (略)</p> <p>第1 避難誘導體制の構築 (略)</p> <p>3 避難指示等が発令された場合の<u>安全確保措置</u>としては、指定緊急避難場所への<u>移動を原則</u>とするものの、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への<u>移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、<u>近隣の安全な場所への移動又は屋内安全確保等</u>を行うべきことについて、日頃から住民等への周知徹底に努める。</u></p> <p>4 大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、他の地方公共団体との<u>広域一時滞在に係る</u>応援協定や、<u>被災者</u>の運送に関する運送事業者等との協定を締結するなど、具体的な手順を定めるよう努める。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>5</u> 学校等が保護者との間で、災害<u>発生</u>時における児童生徒等の保護者への引渡しに関するルールをあらかじめ定めるよう促す。</p> <p><u>6</u> 小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害<u>発生</u>時における幼稚園・保育所・認定こども園等の施設間と市との連絡・連携体制の構築に努める。</p> <p><u>7</u> 市は、指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努める。</p>	<p>第6節 避難体制整備計画 (略)</p> <p>第1 避難誘導體制の構築 (略)</p> <p>3 避難指示等が発令された場合の<u>避難行動</u>としては、指定緊急避難場所、<u>安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難を基本</u>とするものの、<u>ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保できる場合は、住民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難</u>がかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、<u>「緊急安全確保」</u>を行うべきことについて、日頃から住民等への周知徹底に努める。</p> <p>4 大規模広域災害時に円滑な広域避難<u>及び広域一時滞在</u>が可能となるよう、他の地方公共団体との応援協定や、<u>広域避難における居住者等及び広域一時滞在中における被災住民（以下「広域避難者」という。）</u>の運送に関する運送事業者等との協定を締結するなど、<u>災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等</u>を定めるよう努める。</p> <p><u>5</u> <u>保健所は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の自宅療養者等の被災に備えて、平常時から、防災担当部局との連携の下、ハザードマップ等に基づき、自宅療養者等が危険エリアに居住しているか確認を行うよう努めるものとする。また、市の防災担当部局との連携の下、自宅療養者等の避難の確保に向けた具体的な検討・調整を行うとともに、必要に応じて、自宅療養者等に対し、避難の確保に向けた情報を提供するよう努めるものとする。</u></p> <p><u>6</u> 学校等が保護者との間で、災害時における児童生徒等の保護者への引渡しに関するルールをあらかじめ定めるよう促す。</p> <p><u>7</u> 小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害時における幼稚園・保育所・認定こども園等の施設間と市との連絡・連携体制の構築に努める。</p> <p><u>8</u> 市は、指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努める。</p>	<p>防災基本計画の修正に伴う修正</p>

北広島市地域防災計画（一般災害対策編）新旧対照表

頁	修正前	修正後	理由
4 2	<p>第2 指定緊急避難場所の確保等</p> <p>1 市は、災害の危険が切迫した緊急時において市民の安全を確保するため、地域の地形・地質・施設の災害に対する安全性等を勘案し、必要があると認めるときは、異常な現象の種類（地震、洪水、内水氾濫、崖崩れ・土石流・地滑り、大規模な火事）ごとの基準に適合し、災害発生時に迅速に開設することが可能な管理体制等を有する施設又は場所を、あらかじめ当該施設等の管理者の同意を得た上で、指定緊急避難場所として指定する。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p>	<p>第2 指定緊急避難場所の確保等</p> <p>1 市は、災害の危険が切迫した緊急時において市民の安全を確保するため、地域の地形・地質・施設の災害に対する安全性等を勘案し、必要があると認めるときは、異常な現象の種類（地震、洪水、内水氾濫、崖崩れ・土石流・地滑り、大規模な火事）ごとの基準に適合し、災害時に迅速に開設することが可能な管理体制等を有する施設又は場所を、あらかじめ当該施設等の管理者の同意を得た上で、指定緊急避難場所として指定する。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p>	<p>防災基本計画の修正に伴う修正</p>
4 3	<p>第3 指定避難所の確保等</p> <p>1 市は、<u>災害が発生した場合</u>に被災者を滞在させるため、次の基準に適合する施設を、あらかじめ当該施設の管理者の同意を得た上で、指定避難所として指定するとともに、住民等への周知徹底を図る。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>2 主として要配慮者を滞在させることが想定されるものにあつては、上記に加えて次の基準に適合する施設を指定する。</p> <p>(1) 要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられていること。</p> <p>(2) <u>災害が発生した場合</u>において要配慮者が相談し、又は助言その他の支援を受けることができる体制が整備されること。</p> <p>(3) <u>災害が発生した場合</u>において主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されること。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>4 市は、指定避難所の指定にあたっては、次の事項について努める。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p>	<p>第3 指定避難所の確保等</p> <p>1 市は、<u>災害時</u>に被災者を滞在させるため、次の基準に適合する施設を、あらかじめ当該施設の管理者の同意を得た上で、指定避難所として指定するとともに、住民等への周知徹底を図る。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>2 主として要配慮者を滞在させることが想定されるものにあつては、上記に加えて次の基準に適合する施設を<u>指定福祉避難所として</u>指定する。</p> <p>(1) 要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられていること。</p> <p>(2) <u>災害時</u>において要配慮者が相談し、又は助言その他の支援を受けることができる体制が整備されること。</p> <p>(3) <u>災害時</u>において主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されること。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>4 市は、指定避難所の指定にあたっては、次の事項について努める。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p>	<p>防災基本計画の修正に伴う修正</p>
4 4	<p>(2) <u>障害福祉施設や特別支援学校等の施設を活用し、一般の指定避難所内の一般の避難スペースでは生活することが困難な障がい者等の要配慮者が、指定避難所での生活において特別な配慮が受けられるなど、要配慮者の状態に応じて安心して生活できる体制を整備した福祉避難所を指定する。</u></p> <p style="text-align: center;">(略)</p>	<p>(2) <u>老人福祉施設、障害者支援施設等の施設、保健センター等の施設や指定一般避難所内のスペースを活用し、一般の避難スペースでは生活することが困難な障がい者等の要配慮者が、避難所での生活において特別な配慮が受けられるなど、要配慮者の状態に応じて安心して生活できる体制を整備した福祉避難所を指定する。</u></p> <p style="text-align: center;">(略)</p>	

北広島市地域防災計画（一般災害対策編）新旧対照表

頁	修正前	修正後	理由
4 4	(5) 市は、指定管理施設が指定避難所となっている場合には、 <u>指定</u> 管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努めるものとする。 (略)	(5) 市は、指定管理施設 <u>や民間の施設</u> が指定避難所となっている場合には、 <u>施設</u> 管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努めるものとする。 (略)	北海道地域防災計画との整合による修正
4 5	第 4 市における避難計画の策定等 (略)	第 4 市における避難計画の策定等 (略)	
	3 市の避難計画 (略)	3 市の避難計画 (略)	
	また、要配慮者を速やかに避難誘導するため、地域住民、自主防災組織、町内会や自治会、関係団体、福祉事業者等の協力を得ながら、平常時より、情報伝達体制の整備、要配慮者に関する情報の把握・共有、 <u>「避難行動要支援者避難支援プラン（全体計画）」の策定</u> 等の避難誘導体制の整備に努める。	また、要配慮者を速やかに避難誘導するため、地域住民、自主防災組織、町内会や自治会、関係団体、福祉事業者等の協力を得ながら、平常時より、情報伝達体制の整備、要配慮者に関する情報の把握・共有、 <u>個別避難計画の作成</u> 等の避難誘導体制の整備に努める。	北海道地域防災計画との整合による修正
4 7	第 7 節 避難行動要支援者等の要配慮者に関する計画 災害発生時における <u>避難行動要支援者</u> の安全の確保に関する計画は、次のとおりであり、 <u>別に定める「避難行動要支援者避難支援プラン（全体計画）」により、その支援体制の整備を図る。</u>	第 7 節 避難行動要支援者等の要配慮者に関する計画 災害発生時における <u>要配慮者</u> の安全の確保等に関する計画は、次のとおりである。	防災基本計画の修正に伴う修正
	第 1 安全対策 災害発生時には、特に高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等が、被害を受けやすい、情報を入手しにくい、避難所における良好な環境を得にくいなどの状況におかれる場合が見られることから、市、社会福祉施設等の管理者は、これら要配慮者の安全の確保等を図るため、市民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時から要配慮者の実態把握、緊急連絡体制、避難誘導等の防災体制の整備に努める。	第 1 安全対策 災害時には、特に高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等が、被害を受けやすい、情報を入手しにくい、避難所における良好な環境を得にくいなどの状況におかれる場合が見られることから、市、社会福祉施設等の管理者は、これら要配慮者の安全の確保等を図るため、市民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時から要配慮者の実態把握、緊急連絡体制、避難誘導等の防災体制の整備に努める。	防災基本計画の修正に伴う修正
	1 市の対策 市は、防災担当部局や福祉担当部局をはじめとする関係部局の連携の下、 <u>「避難行動要支援者避難支援プラン（全体計画）」の策定、平常時より要配慮者に関する情報を把握し、避難支援計画の策定や避難行動要支援者名簿の作成を行うとともに、定期的に更新をし、庁舎等の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用</u> に支障が生じないよう、電子媒体と紙媒体の両方で保管する等、名簿情報の適切な管理に努める。 (略)	1 市の対策 市は、防災担当部局や福祉担当部局をはじめとする関係部局の連携の下、 <u>平常時から避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を作成し、定期的に更新を行うとともに、庁舎等の被災等の事態が生じた場合においても要配慮者の安全の確保等に支障が生じないよう、電子媒体と紙媒体の両方で保管する等、名簿情報及び個別避難計画情報の適切な管理に努める。</u> (略)	防災基本計画の修正に伴う修正

北広島市地域防災計画（一般災害対策編）新旧対照表

頁	修正前	修正後	理由
47	<p>(1) <u>避難行動要支援者避難支援プラン（全体計画）</u>の策定 市は、避難行動要支援者に係る全体的な考え方を整理し、重要事項については、本計画に定めるとともに、<u>別に避難行動要支援者避難支援プラン（全体計画）</u>を定める。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(2) <u>避難行動要支援者名簿の作成、更新及び情報共有</u> 市は、<u>要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難であり、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要する者の範囲について、要介護状態区分、障がい支援区分、家族の状況等を考慮した要件を設定した上で、避難行動要支援者名簿を作成する。</u> <u>また、避難行動要支援者名簿の情報について、適宜最新の状態に保つよう努め、その情報を市及び避難支援等関係者間で共有する。</u> <u>なお、災害時には、本人同意がなくとも名簿情報を提供できることについて留意する。</u> 避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲は以下の要件とするが、<u>具体的には避難行動要支援者避難支援プランに定める。</u></p> <p>(略)</p>	<p>(1) <u>地域防災計画</u>の策定 市は、<u>名簿情報及び個別避難計画情報の取扱いや個別避難計画の作成・活用方針等を整理し、そのうち、重要事項を本計画に定める。</u></p> <p>(2) <u>要配慮者の把握</u> 市は、<u>要配慮者について、市の関係部局における要介護高齢者や障がい者等の関連する情報を整理・把握しておく。</u></p> <p>(3) <u>避難行動要支援者名簿の作成、更新及び情報提供</u> 市は、<u>自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要するものについて、要介護状態区分、障害支援区分、家族の状況等を考慮した要件を設定した上で、避難行動要支援者名簿を作成する。</u> <u>また、避難行動要支援者の心身の状況や生活実態の変化の把握に努め、避難行動要支援者名簿の更新サイクルや仕組みをあらかじめ構築し、名簿情報を最新の状態に保つ。</u> 避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲は以下の要件とする。 (略)</p>	<p>防災基本計画の修正に伴う修正</p> <p>避難行動要支援者避難支援ガイドラインを踏まえた修正</p>
48	<p>(3) <u>避難行動要支援者名簿情報</u></p> <p>(略)</p> <p>(4) <u>避難支援者等関係者</u> 市は、避難支援等関係者に対し、避難行動要支援者名簿情報を提供する。ただし、市条例に特別の定めがある場合を除き、名簿情報を提供することについて、本人の同意が得られていない場合は、この限りでない。 避難支援等関係者となるものは、以下に掲げる団体及び個人とする。 ア 消防機関 イ 警察機関 ウ 民生委員児童委員 エ 社会福祉協議会 オ 自主防災組織</p>	<p>(4) <u>避難行動要支援者名簿情報</u></p> <p>(略)</p> <p>(5) <u>避難支援者等関係者への事前の名簿情報の提供</u> 市は、<u>名簿情報の提供について条例による特別の定めがある場合又は平常時から名簿情報を提供することに避難行動要支援者の同意を得られた場合に、消防機関、警察機関、民生委員・児童委員、市医師会、介護関係団体、障害者団体、居宅介護支援事業者や相談支援事業者等の福祉事業者、社会福祉協議会、自主防災組織、自治(町内)会等の避難支援等関係者に名簿情報を提供する。</u></p>	

北広島市地域防災計画（一般災害対策編）新旧対照表

頁	修正前	修正後	理由
48	<p>カ 自治（町内）会 キ その他避難行動要支援者避難支援プランに定める団体等</p> <p><u>(5) 削除</u> <u>(6) 削除</u> <u>(7) 名簿提供における情報の管理</u> (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p>	<p><u>(6) 名簿提供における情報の管理</u> (略)</p> <p><u>(7) 個別避難計画の作成</u> 市は、市内の防災・福祉・保健・医療・地域づくりなどの関係する部署、これらの部署による横断的な組織のほか、避難支援等関係者と連携しながら作成に取り組む。</p> <p><u>(8) 避難支援等関係者への事前の個別避難計画の提供</u> 市は、避難支援等関係者が避難行動要支援者の災害時における避難方法や避難支援の内容等を事前に把握・検討し、個々の要支援者ごとに個別避難計画の実効性を高めるため、避難支援等の実施に必要な限度で、地域防災計画の定めるところにより、避難支援等関係者に提供する。ただし、条例に特別の定めがある場合を除き、避難行動要支援者及び避難支援等実施者の同意が得られない場合は提供しない。</p> <p><u>(9) 個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者への対応</u> 市は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑迅速に実施されるよう、災害時にどのように避難支援等を実施するかを計画し、避難支援等関係者に事前に人数やおおよその居住地を連絡するなどして備え、災害時には事前に計画した内容に基づき避難支援等関係者等に名簿情報を提供し、避難支援等を実施する。</p>	
49	<p><u>(8) 削除</u> <u>(9) 削除</u> <u>(10) 削除</u></p> <p><u>(新設)</u></p>	<p><u>(10) 避難行動支援に係る地域防災力の向上</u> 市は、地域の実情に応じ、要配慮者に対する災害時に主体的に行動できるようにするための研修や防災知識等の普及・啓発等の実施に努めるとともに、避難行動要支援者の態様に応じた防災教育や防災訓練の実施強化を図る。 地区防災計画が定められている場合は、個別避難計画で定められた避難支援等を含め、地域全体での避難が円滑に行われるよう、地区全体の中での避難支援の役割分担や支援内容が整理され、両計画の整合性が図られるとともに、訓練等で両計画の連動について実効性を確認すること。</p>	

北広島市地域防災計画（一般災害対策編）新旧対照表

頁	修正前	修正後	理由
49	<p>(11) 福祉避難所の指定</p> <p>市は、<u>社会福祉施設等を活用し、指定避難所内の</u>一般の避難スペースでは生活することが困難な障がい者等の要配慮者が、避難所での生活において特別な配慮が受けられるなど、要配慮者の状態に応じて安心して生活できる体制を整備した福祉避難所を指定する。</p> <p>(略)</p>	<p>(11) 福祉避難所の指定</p> <p>市は、<u>老人福祉施設、障害者支援施設等の施設、保健センター等の施設や指定一般避難所の一部のスペースを活用し、</u>一般の避難スペースでは生活することが困難な障がい者等の要配慮者が、避難所での生活において特別な配慮が受けられるなど、要配慮者の状態に応じて安心して生活できる体制を整備した福祉避難所を指定する。</p> <p>(略)</p>	北海道地域防災計画との整合による修正
50	<p>第2 外国人に対する対策</p> <p>市は、言語・生活習慣・防災意識の異なる外国人を要配慮者として位置付け、災害発生時に迅速かつ的確な行動がとれるよう、次のような条件・環境づくりに努めるとともに、在留管理制度における手続等様々な機会をとらえて防災対策についての周知を図る。</p> <p>(略)</p>	<p>第2 外国人に対する対策</p> <p>市は、言語・生活習慣・防災意識の異なる外国人を要配慮者として位置付け、災害時に迅速かつ的確な行動がとれるよう、次のような条件・環境づくりに努めるとともに、在留管理制度における手続等様々な機会をとらえて防災対策についての周知を図る。</p> <p>(略)</p>	防災基本計画の修正に伴う修正
51	<p>第8節 情報収集・伝達体制整備計画</p> <p>(略)</p> <p><u>3 非常通信体制の整備等、</u>災害時の重要通信の確保に関する対策の推進を図る。この場合、非常通信協議会<u>との連携にも十分配慮する。</u></p>	<p>第8節 情報収集・伝達体制整備計画</p> <p>(略)</p> <p><u>3 非常通信体制の整備、有・無線通信システムの一体的運用等により、</u>災害時の重要通信の確保に関する対策の推進を図る。この場合、非常通信協議会<u>とも連携し、訓練等を通じて実効性の確保に留意する。</u></p>	北海道地域防災計画との整合による修正
53	<p>第10節 消防計画</p> <p>(略)</p> <p>第4 広域消防応援体制</p> <p>市は、大規模な火災など単独では十分な災害応急対策を実施できない場合に備え、相互に応援できる体制を整備するとともに、災害発生時には、必要に応じ消防機関の応援協定や「第5章 第7節 広域応援・受援計画」に基づき、他の消防機関、他市町村、道及び国へ応援を要請する。</p> <p>(略)</p>	<p>第10節 消防計画</p> <p>(略)</p> <p>第4 広域消防応援体制</p> <p>市は、大規模な火災など単独では十分な災害応急対策を実施できない場合に備え、相互に応援できる体制を整備するとともに、災害時には、必要に応じ消防機関の応援協定や「第5章 第7節 広域応援・受援計画」に基づき、他の消防機関、他市町村、道及び国へ応援を要請する。</p> <p>(略)</p>	防災基本計画の修正に伴う修正
62	<p>第15節 土砂災害予防計画</p> <p>(略)</p> <p>第2 予防対策</p> <p>(略)</p>	<p>第15節 土砂災害予防計画</p> <p>(略)</p> <p>第2 予防対策</p> <p>(略)</p>	
63	<p>5 土砂災害警戒情報が発表された場合に直ちに避難指示等を発令することを基本とした具体的な避難指示等の発令基準を設定するとともに、土砂災害警戒区域等を避難指示等の発令単位として事前に設定する。また、避難指示等は、<u>土砂災害警戒区域等と北海道が提供する土砂災害警戒情報システムの判定メッシュ情報</u>において危険度が高まっている<u>領域が重なった区域等を基本に発令する。</u></p>	<p>5 土砂災害警戒情報等が発表された場合に直ちに避難指示等を発令することを基本とした具体的な避難指示等の発令基準を設定するとともに、土砂災害警戒区域等を避難指示等の発令単位として事前に設定する。また、避難指示等は、土砂災害の危険度分布（大雨警報（土砂災害）の危険度分布及び土砂災害危険度情報）において危険度が高まっている<u>メッシュと重なった土砂災害警戒区域・危険箇所等に発令することを基本とする。</u></p>	避難情報の発令判断・伝達マニュアルの改訂に伴う修正（札幌管区気象台）

北広島市地域防災計画（一般災害対策編）新旧対照表

頁	修正前	修正後	理由
66	<p>第16節 積雪・寒冷対策計画 (略)</p> <p>第2 道路交通の確保 災害発生時には、防災関係機関の行う緊急輸送等の災害応急対策の円滑な実施を図るため、道路交通の緊急確保を図ることが重要である。 (略)</p> <p>第3 雪に強いまちづくりの推進 (略)</p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>第16節 積雪・寒冷対策計画 (略)</p> <p>第2 道路交通の確保 災害時には、防災関係機関の行う緊急輸送等の災害応急対策の円滑な実施を図るため、道路交通の緊急確保を図ることが重要である。 (略)</p> <p>第3 雪に強いまちづくりの推進 (略)</p> <p><u>3 計画的・予防的な通行止め、滞留車両の排出を目的とした転回路の整備等</u> <u>市、道及び防災関係機関は、大規模な車両滞留や長時間の通行止めを引き起こすおそれのある大雪時においても、人命を最優先に幹線道路上で大規模な車両滞留を徹底的に回避することを基本的な考え方として、計画的・予防的な通行止め、滞留車両の排出を目的とした転回路の整備等を行うよう努める。</u></p>	<p>防災基本計画の修正に伴う修正</p> <p>防災基本計画の修正に伴う修正</p>
69	<p>第18節 業務継続計画の策定 市は、<u>災害応急対策を中心とした業務の継続を確保するため、業務継続計画（BCP：Business Continuity Plan）の策定に努める。</u></p>	<p>第18節 業務継続計画の策定 市は、<u>災害時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、業務継続計画（BCP：Business Continuity Plan）の策定等により、業務継続性の確保を図るものとし、事業者は、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画を策定・運用するよう努める。</u></p>	<p>北海道地域防災計画との整合による修正</p>
70	<p>第5章 災害応急対策計画 基本法第50条第1項の趣旨を達成するため、<u>災害が発生し、又は発生するおそれがある場合</u>に災害の発生を防御し、又は応急的救助を行う等災害の拡大を防止するため、災害応急対策計画を定める。</p>	<p>第5章 災害応急対策計画 基本法第50条第1項の趣旨を達成するため、災害時に災害の発生を防御し、又は応急的救助を行う等災害の拡大を防止するため、災害応急対策計画を定める。</p>	<p>防災基本計画の修正に伴う修正</p>
79	<p>第3節 災害広報・情報提供計画 (略)</p> <p>第1 災害広報及び情報等の提供の方法 (略)</p> <p>2 市が行う広報 市は、所管区域内の防災関係機関との連絡を密にするとともに、被災者のニーズを十分把握した上で、被災者をはじめとする市民に対し、直接的に、被害の区域・状況、二次災害の危険性、避難指示、高齢者等避難、指定緊急避難場所・指定避難所、医療機関、スーパーマーケット、ガソリンスタンド等の生活関連情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、交通規制、被災者生活支援に関する情報等について、ボランティア団体やNPO等とも連携を図りながら、正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。</p>	<p>第3節 災害広報・情報提供計画 (略)</p> <p>第1 災害広報及び情報等の提供の方法 (略)</p> <p>2 市が行う広報 市は、所管区域内の防災関係機関との連絡を密にするとともに、被災者のニーズを十分把握した上で、被災者をはじめとする市民に対し、直接的に、被害の区域・状況、二次災害の危険性、緊急安全確保、避難指示、高齢者等避難、指定緊急避難場所・指定避難所、医療機関、スーパーマーケット、ガソリンスタンド等の生活関連情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、交通規制、被災者生活支援に関する情報等について、ボランティア団体やNPO等とも連携を図りながら、正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。</p>	<p>防災基本計画の修正に伴う修正</p>

北広島市地域防災計画（一般災害対策編）新旧対照表

頁	修正前	修正後	理由
83	<p>第4節 避難対策計画 (略)</p> <p>第1 避難実施責任者及び措置内容</p> <p>風水害、火災、山（崖）崩れ、地震等の災害により、人命、身体の保護又は災害の拡大防止のため、特に必要があると認められるときは、市長等避難実施責任者は、次により避難の<u>勧告等を行う</u>。</p> <p>特に、市は、市民の迅速かつ円滑な避難を実現するとともに、高齢化の進展等を踏まえ高齢者等の避難行動要支援者の避難支援対策を充実・強化する必要がある。このため、避難指示のほか、<u>一般住民に対して避難準備及び自主的な避難を呼びかけるとともに</u>、避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者に対して、その避難行動支援対策と対応しつつ、早めの段階で避難行動を開始することを求める高齢者等避難を発令する。</p> <p>なお、避難指示等を発令するにあたり、対象地域の適切な設定等に留意するとともに、避難指示を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における高齢者等避難の発令に努める。</p> <p>1 市長（基本法第60条、水防法第29条）</p> <p>(1) 市長は、<u>災害が発生し、又は発生するおそれがある場合</u>、警戒巡視等によって得られる情報の収集並びに過去の災害事例等を勘案し、市民の生命、<u>身体に被害が及ぶおそれがあると判断される状況に至った</u>ときは、直ちに必要と認める地域の居住者等に対し、次の指示を行う。</p> <p>(略)</p> <p>ウ <u>近隣の安全な場所への退避や屋内安全確保</u>の指示</p> <p>(2) 市長は、避難のための立退きの<u>指示、避難場所の指示、近隣の安全な場所への待避や屋内安全確保</u>の指示を行うことができない場合は、警察官にその指示を求める。</p> <p>(略)</p> <p>2 知事又はその命を受けた職員（基本法第60条、同第72条、水防法第29条、地すべり等防止法第25条）</p> <p>(略)</p>	<p>第4節 避難対策計画 (略)</p> <p>第1 避難実施責任者及び措置内容</p> <p>風水害、火災、山（崖）崩れ、地震等の災害により、人命、身体の保護又は災害の拡大防止のため、特に必要があると認められるときは、市長等避難実施責任者は、次により避難<u>指示等を発令する</u>。</p> <p>特に、市は、市民の迅速かつ円滑な避難を実現するとともに、高齢化の進展等を踏まえ高齢者等の避難行動要支援者の避難支援対策を充実・強化する必要がある。このため、避難指示のほか、避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者に対して、その避難行動支援対策と対応しつつ、早めの段階で避難行動を開始することを求める<u>とともに、高齢者等以外の者に対して、必要に応じて普段の行動を見合わせ始めることや、自主的に避難を呼びかける</u>高齢者等避難を発令する。</p> <p>なお、避難指示等を発令するにあたり、対象地域の適切な設定等に留意するとともに、避難指示<u>及び緊急安全確保</u>を夜間<u>や暴風警報発表時</u>に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における高齢者等避難の発令に努める。</p> <p>1 市長（基本法第60条、水防法第29条）</p> <p>(1) 市長は、<u>災害時</u>、警戒巡視等によって得られる情報の収集並びに過去の災害事例等を勘案し、市民の生命<u>又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するために必要があると認める</u>ときは、直ちに必要と認める地域の<u>必要と認める</u>居住者等に対し、次の指示を行う。</p> <p>(略)</p> <p>ウ <u>緊急安全確保措置</u>の指示</p> <p>(2) 市長は、避難のための立退き<u>又は緊急安全確保措置</u>の指示を行うことができない場合は、警察官にその指示を求める。</p> <p>(略)</p> <p>2 知事又はその命を受けた職員（基本法第60条、同第72条、水防法第29条、地すべり等防止法第25条）</p> <p>(略)</p>	<p>防災基本計画の修正に伴う修正</p> <p>防災基本計画の修正に伴う修正</p> <p>災害対策基本法の改正に伴う修正</p>
84	<p>(2) 知事は、災害発生により市長が避難のための立退きの<u>勧告及び</u>指示に関する措置ができない場合は市長に代わって実施する。</p> <p>(略)</p>	<p>(2) 知事は、災害発生により市長が避難のための立退き<u>又は緊急安全確保措置</u>の指示に関する措置ができない場合は市長に代わって実施する。</p> <p>(略)</p>	<p>災害対策基本法の改正に伴う修正</p>

北広島市地域防災計画（一般災害対策編）新旧対照表

頁	修正前	修正後	理由
84	<p>3 警察官（基本法第61条、警察官職務執行法第4条）</p> <p>(1) 警察官は、1の(2)により市長から要求があったとき、又は市長が指示できないと認めるときは、必要と認める地域の居住者等に対し、避難のための立退き又は<u>近隣の安全な場所への待避や屋内安全確保</u>の指示を行うものとし、避難のための立退きを指示する場合に必要なと認めるときには、その立退き先について指示することができる。</p> <p>(略)</p> <p>第2 避難措置における連絡、助言、協力及び援助</p> <p>(略)</p> <p>2 助言</p> <p>市は、避難のための立退き<u>の指示又は近隣への安全な場所への待避や屋内安全確保</u>の指示を行うに際して、必要があると認めるときは、札幌管区気象台、河川管理者等、国や道の関係機関から、災害に関する情報等の必要な助言を求めることができる。</p> <p>(略)</p>	<p>3 警察官（基本法第61条、警察官職務執行法第4条）</p> <p>(1) 警察官は、1の(2)により市長から要求があったとき、又は市長が指示できないと認めるときは、必要と認める地域の居住者等に対し、避難のための立退き又は<u>緊急安全確保措置</u>の指示を行うものとし、避難のための立退きを指示する場合に必要なと認めるときには、その立退き先について指示することができる。</p> <p>(略)</p> <p>第2 避難措置における連絡、助言、協力及び援助</p> <p>(略)</p> <p>2 助言</p> <p>市は、避難のための立退き<u>又は緊急安全確保措置</u>の指示を行うに際して、必要があると認めるときは、<u>災害対応の多くの専門的知見等を有している</u>札幌管区気象台<u>及び地方気象台</u>、河川管理者等、国や道の関係機関から、災害に関する情報等の必要な助言を求めることができる。</p> <p>(略)</p>	<p>災害対策基本法の改正に伴う修正</p> <p>災害対策基本法の改正に伴う修正</p> <p>北海道地域防災計画との整合による修正</p>
87	<p>第4 避難方法</p> <p>1 避難誘導</p> <p>避難誘導は、市職員（主に避難部 避難誘導班）、消防職員、消防団員、警察官などが当たり、人命の安全を第一に、円滑な避難のための立退きについて適宜指導する。その際、自力避難の困難な避難行動要支援者に関しては、その実態を把握しておくとともに、事前に援助者を定めておく等の支援体制を整備し、危険が切迫する前に避難できるよう十分配慮する。</p> <p>市は、災害の状況に応じて避難指示等を発令した<u>うえで</u>、避難時の周囲の状況等により、<u>近隣のより安全な建物への「緊急的な待避」</u>や、「屋内安全確保」といった適切な避難行動を市民がとれるように努める。特に、台風による大雨発生など事前に予測が可能な場合においては、大雨発生が予測されてから災害のおそれなくなるまで、住民に対して分かりやすく適切に状況を伝達することに努める。</p> <p>(略)</p>	<p>第4 避難方法</p> <p>1 避難誘導</p> <p>避難誘導は、市職員（主に避難部 避難誘導班）、消防職員、消防団員、警察官などが当たり、人命の安全を第一に、円滑な避難のための立退きについて適宜指導する。その際、自力避難の困難な避難行動要支援者に関しては、その実態を把握しておくとともに、事前に援助者を定めておく等の支援体制を整備し、危険が切迫する前に避難できるよう十分配慮する。</p> <p>市は、災害の状況に応じて避難指示等を発令した<u>上</u>で、避難時の周囲の状況等により、<u>指定避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合は、「近隣の安全な場所」への待避</u>や、「屋内安全確保」といった適切な避難行動を市民がとれるように努める。特に、台風による大雨発生など事前に予測が可能な場合においては、大雨発生が予測されてから災害のおそれなくなるまで、住民に対して分かりやすく適切に状況を伝達することに努める。</p> <p>(略)</p>	<p>誤字の修正</p> <p>防災基本計画の修正に伴う修正及び表現の適正化</p> <p>災害対策基本法の改正に伴う修正</p>

北広島市地域防災計画（一般災害対策編）新旧対照表

頁	修正前	修正後	理由
88	<p>第5 避難行動要支援者の避難行動支援</p> <p>1 避難行動要支援者の避難支援</p> <p>市長は、平常時から避難行動要支援者名簿の情報を提供することに同意した者については、<u>名簿情報</u>に基づいて避難支援を行うとともに、平常時から<u>名簿情報</u>を提供することに不同意であった者についても、可能な範囲で避難支援を行うよう、民生委員等の避難支援等関係者等に協力を求める。</p> <p>なお、避難支援を行うに当たっては、避難支援等関係者の安全確保の措置、名簿情報の提供を受けた者に係る守秘義務等に留意する。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>3 <u>安否確認</u>以降の避難行動要支援者への対応</p> <p>市は、地域の実情や特性を踏まえつつ、あらかじめ定めた<u>全体計画</u>等に基づき、避難行動要支援者及びその名簿情報が避難支援関係者等から避難場所等の責任者に引き継がれるよう措置する。</p> <p>また、<u>避難行動要支援者について</u>、速やかに負傷の有無や周囲の状況等を総合的に判断して以下の措置を講ずる。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p>	<p>第5 避難行動要支援者の避難行動支援</p> <p>1 避難行動要支援者の避難支援</p> <p>市長は、平常時から避難行動要支援者名簿や<u>個別避難計画</u>の情報を提供することに同意した者については、<u>個別避難計画</u>に基づいて避難支援を行うとともに、平常時から<u>避難行動要支援者名簿や個別避難計画</u>を提供することに不同意であった者や<u>個別避難計画が作成されていない者</u>についても、可能な範囲で避難支援を行うよう、民生委員等の避難支援等関係者等に協力を求める。</p> <p>なお、避難支援を行うに当たっては、避難支援等関係者の安全確保の措置、名簿情報や<u>個別避難計画</u>の提供を受けた者に係る守秘義務等に留意する。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>3 <u>避難場所</u>以降の避難行動要支援者への対応</p> <p>市は、地域の実情や特性を踏まえつつ、あらかじめ定めた<u>地域防災計画</u>等に基づき、避難行動要支援者及びその名簿情報が避難支援関係者等から避難場所等の責任者に引き継がれるよう措置する。</p> <p>また、<u>地域防災計画等に基づき</u>、速やかに負傷の有無や周囲の状況等を総合的に判断して以下の措置を講ずる。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p>	<p>災害対策基本法の改正に伴う修正</p>
89	<p>第8 避難場所</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>2 指定緊急避難場所の開設</p> <p>市は、<u>災害が発生し、又は、災害が発生する恐れがあるとき</u>は、必要に応じ、高齢者等避難の発令等とあわせて指定緊急避難場所を開設し、住民等に対し周知徹底を図る。</p> <p>3 指定避難所の開設</p> <p>(1) 市は、<u>災害が発生し、又は、災害が発生する恐れがあるとき</u>は、必要に応じ、指定避難所を開設するとともに、住民等に対し周知徹底を図る。</p> <p>なお、開設にあたっては、施設の被害の有無を確認するとともに、施設の構造や立地場所などの安全性の確保に努める。</p> <p>また、要配慮者のため、必要に応じて福祉避難所を開設する。指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、あらかじめ指定した施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認の上、管理者の同意を得て避難所として開設する。</p>	<p>第8 避難場所</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>2 指定緊急避難場所の開設</p> <p>市は、<u>災害時</u>は、必要に応じ、高齢者等避難の発令等とあわせて指定緊急避難場所を開設し、住民等に対し周知徹底を図る。</p> <p>3 指定避難所の開設</p> <p>(1) 市は、<u>災害時</u>は、必要に応じ、指定避難所を開設するとともに、住民等に対し周知徹底を図る。</p> <p>なお、開設にあたっては、施設の被害の有無を確認するとともに、施設の構造や立地場所などの安全性の確保に努める。</p> <p>また、要配慮者のため、必要に応じて<u>指定</u>福祉避難所を開設する。指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、あらかじめ指定した施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認の上、管理者の同意を得て避難所として開設する。</p>	<p>防災基本計画の修正に伴う修正</p>

北広島市地域防災計画（一般災害対策編）新旧対照表

頁	修正前	修正後	理由
89	<p>(2) 市は、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦などの要配慮者に配慮して、被災地以外の地域にあるものを含め、旅館・ホテル等を実質的に福祉避難所として開設するよう努める。</p> <p>(略)</p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>(2) 市は、<u>指定避難所だけでは避難所が不足する場合には、国や独立行政法人が所有する研修施設やホテル・旅館等の活用も含め、可能な限り多くの避難所を開設し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して周知するように努めるものとする。特に高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦などの要配慮者に配慮して、被災地以外の地域にあるものを含め、旅館・ホテル等を実質的に福祉避難所として開設するよう努める。また、必要に応じ、可能な場合は避難者に対して、親戚や友人の家等への避難を促す。</u></p> <p>(略)</p> <p><u>(7) 避難所において収容人数を超過することがないように、平時からホームページや防災メール等を含め、効果的な情報発信の手段について検討する。</u></p>	<p>防災基本計画の修正に伴う修正</p>
91	<p>4 指定避難所の運営</p> <p>(略)</p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>4 指定避難所の運営</p> <p>(略)</p> <p><u>(11) 市は、指定避難所等における女性や子供等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子供等の安全に配慮するよう努める。また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努める。</u></p>	
92	<p><u>(11)</u></p> <p><u>(12)</u></p> <p><u>(13)</u></p> <p><u>(14)</u></p> <p><u>(15)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(略)</p>	<p><u>(12)</u></p> <p><u>(13)</u></p> <p><u>(14)</u></p> <p><u>(15)</u></p> <p><u>(16)</u></p> <p><u>(17) 市は、指定避難所における感染症対策のため、避難者等の健康状態を確認するとともに、十分な避難スペースを確保し、定期的に換気を行うなど避難所の衛生環境を確保するよう努める。</u></p> <p><u>(18) 避難所において感染症が発生又はその疑いがある場合の対応については、感染者の隔離や病院への搬送方法など、事前に防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、適切な対応を検討しておくものとし、感染者又は感染が疑われるものが現れた場合は、専用スペースを確保し、他の避難者とは区域と動線を分けるなど必要な措置を講じる。</u></p> <p>(略)</p>	

北広島市地域防災計画（一般災害対策編）新旧対照表

頁	修正前	修正後	理由
93	<p><u>(新設)</u></p> <p>第10 広域一時滞在 (略)</p>	<p><u>第10 広域避難</u></p> <p><u>1 広域避難の協議等</u> 市は、災害の予測規模、避難者数等にかんがみ、市の区域外への広域的な避難、指定避難所及び指定緊急避難場所の提供が必要であると判断した場合は、広域避難に係る協議等を行うことができる。</p> <p><u>2 道内における広域避難</u> 市は、道内の他の市町村への広域的な避難等が必要であると判断した場合には、当該市町村に対して直接協議を行う。</p> <p><u>3 道外への広域避難</u></p> <p>(1) 市は、他の都府県の市町村への広域的な避難等が必要であると判断した場合には、道に対し当該他の都府県との協議を求める。</p> <p>(2) 道は、市から協議の求めがあった場合、他の都府県との協議を行うものとする。</p> <p>(3) 道は、市から求めがあった場合には、受入先の候補となる地方公共団体及び当該地方公共団体における避難者の受入能力（施設数、施設概要等）、広域避難について助言を行うものとする。</p> <p>(4) 市は、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、(1)によらず、知事に報告した上で、自ら他の市町村に協議することができる。</p> <p><u>4 避難者の受け入れ</u> 市は、指定避難所及び指定緊急避難場所を指定する際に合わせて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの避難者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。</p> <p><u>5 関係機関の連携</u></p> <p>(1) 市、道、運送事業者等は、あらかじめ策定した具体的な手順を定めた計画に基づき、関係者間で適切な役割分担を行った上で、広域避難を実施するよう努める。</p> <p>(2) 道及び関係機関は、避難者のニーズを十分把握するとともに、相互に連絡をとりあい、放送事業者を含めた関係者間で連携を行うことで、避難者等に役立つ的確な情報を提供できるように努めるものとする。</p> <p>第11 広域一時滞在 (略)</p>	

北広島市地域防災計画（一般災害対策編）新旧対照表

頁	修正前	修正後	理由
103	<p style="text-align: center;">第7節 広域応援・受援計画</p> <p>大規模災害発生時など、被災市町村単独では十分な災害応急対策が実施できない場合において、災害応急対策を円滑に実施するための広域応援・受援対策については、本計画の定めるところによる。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>第1 市町村間、道、国の応援・受援活動</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>2 北海道</p> <p>(1) 応援協定による応援要請</p> <p>ア 道内の市町村ににおいて大規模災害が発生し、被災市町村単独では十分に被災者の救援等の災害応急対策を実施できない場合は、「災害時等における北海道及び市町村相互の応援に関する協定」(資料 12-5)のほか、あらかじめ締結している相互応援協定等に基づき応援・受援の実施を図る。</p> <p>イ 北海道ににおいて大規模災害が発生し、道単独では十分に被災者の救援等の災害応急対策を実施できない場合、知事は、「全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定」並びに「大規模災害時の北海道・東北8道県相互応援に関する協定」及び「大規模災害時等の北海道・東北8道県広域応援ガイドライン」に基づき、他の都府県知事に対して応援を要請する。</p> <p>(2) 被災市町村応援職員確保システムによる応援の要請</p> <p>北海道ににおいて大規模災害が発生し、道及び道内の市町村による応援職員の派遣だけでは被災市町村において完結して災害対応業務を実施することが困難である場合又は困難であると見込まれる場合には、道は、被災市町村応援職員確保システムに関する要綱に基づき、道外の地方公共団体に対して当該被災市町村への応援職員の派遣について協力を依頼する。</p> <p>なお、市及び道は、訓練等を通じて、被災市区町村応援職員確保システムを活用した応援職員の受入れについて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努める。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>(4) 道から指定行政機関等に対する応援の要求</p> <p>北海道ににおいて大規模災害が発生し、災害応急活動を的確かつ円滑に実施するため必要があると認めるときは、知事は、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長に対し、応援を求め、又は災害応急対策の実施を要請することができる。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p>	<p style="text-align: center;">第7節 広域応援・受援計画</p> <p>大規模災害発生時にに、被災市町村単独では十分な災害応急対策が実施できない場合において、災害応急対策を円滑に実施するための広域応援・受援対策については、本計画の定めるところによる。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>第1 市町村間、道、国の応援・受援活動</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>2 北海道</p> <p>(1) 応援協定による応援要請</p> <p>ア 道内の市町村ににおける大規模災害時に、被災市町村単独では十分に被災者の救援等の災害応急対策を実施できない場合は、「災害時等における北海道及び市町村相互の応援に関する協定」(資料 12-5)のほか、あらかじめ締結している相互応援協定等に基づき応援・受援の実施を図る。</p> <p>イ 北海道ににおける大規模災害時に、道単独では十分に被災者の救援等の災害応急対策を実施できない場合、知事は、「全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定」並びに「大規模災害時の北海道・東北8道県相互応援に関する協定」及び「大規模災害時等の北海道・東北8道県広域応援ガイドライン」に基づき、他の都府県知事に対して応援を要請する。</p> <p>(2) 応急対策職員派遣制度による応援の要請</p> <p>北海道ににおける大規模災害時に、道及び道内の市町村による応援職員の派遣だけでは被災市町村において完結して災害対応業務を実施することが困難である場合又は困難であると見込まれる場合には、道は、応急対策職員派遣制度に関する要綱に基づき、道外の地方公共団体に対して当該被災市町村への応援職員の派遣について協力を依頼する。</p> <p>なお、市及び道は、訓練等を通じて、応急対策職員派遣制度を活用した応援職員の受入れについて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努める。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>(4) 道から指定行政機関等に対する応援の要求</p> <p>北海道ににおける大規模災害時に、災害応急活動を的確かつ円滑に実施するため必要があると認めるときは、知事は、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長に対し、応援を求め、又は災害応急対策の実施を要請することができる。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p>	<p>北海道地域防災計画との整合による修正(表現の適正化)</p> <p>北海道地域防災計画との整合による修正(表現の適正化)</p>
104	<p style="text-align: center;">(略)</p>	<p style="text-align: center;">(略)</p>	<p>防災基本計画の修正に伴う修正</p>

北広島市地域防災計画（一般災害対策編）新旧対照表

頁	修正前	修正後	理由
111	<p>第10節 医療救護計画 (略)</p> <p>第1 基本方針 (略)</p> <p>4 救護班及び災害派遣医療チーム(DMAT)の業務内容は、次のとおりとする。 (1) トリアージ(治療や搬送先の順位決定) (2) 傷病者に対する応急処置及び医療 (3) 傷病者の医療機関への搬送支援 <u>(新設)</u> (4) 助産救護 (5) 被災現場におけるメディカルコントロール(災害派遣医療チーム(DMAT)のみ) (6) 被災地の災害拠点病院、広域医療搬送拠点等での医療支援(災害派遣医療チーム(DMAT)のみ)</p> <p>(略)</p> <p>第2 医療救護活動の実施 (略)</p>	<p>第10節 医療救護計画 (略)</p> <p>第1 基本方針 (略)</p> <p>4 救護班及び災害派遣医療チーム(DMAT)の業務内容は、次のとおりとする。 (1) トリアージ(治療や搬送先の順位決定) (2) 傷病者に対する応急処置及び医療 (3) 傷病者の医療機関への搬送支援 (4) <u>災害時に都道府県の設置するSCU(広域搬送拠点臨時医療施設)における広域医療搬送や地域医療搬送に関する調整</u> (5) 助産救護 (6) 被災現場におけるメディカルコントロール(災害派遣医療チーム(DMAT)のみ) (7) 被災地の災害拠点病院、広域医療搬送拠点等での医療支援(災害派遣医療チーム(DMAT)のみ)</p> <p>(略)</p> <p>第2 医療救護活動の実施 (略)</p>	<p>北海道地域防災計画との整合による修正</p>
112	<p>3 協力機関等 (略)</p> <p>(3) 日本赤十字社北海道支部 日本赤十字社北海道支部は、道の要請に基づき、赤十字病院の救護班を派遣し医療救護活動を行う。 なお、救助法が適用された場合の救護班の業務内容は、道と日本赤十字社北海道支部による「医療・助産・死体の処理(埋葬及び死体の一時保存を除く)委託協定書」の定めるところによる。</p> <p>(略)</p> <p>(5) 北海道医師会 北海道医師会は、道の要請に基づき、救護班を派遣し医療救護活動を行う。</p> <p>(略)</p>	<p>3 協力機関等 (略)</p> <p>(3) 日本赤十字社北海道支部 日本赤十字社北海道支部は、道の要請に基づき、赤十字病院の救護班を派遣し医療救護活動を行う。 なお、救助法が適用された場合の救護班の業務内容は、道と日本赤十字社北海道支部による「医療・助産・死体の処理(埋葬及び死体の一時保存を除く)委託協定書」の定めるところによる。 <u>また、日本赤十字社が有する日赤災害医療コーディネートチームは、赤十字病院の救護班及び心のケア班の必要数、活動エリア及び期間について、道が設置する「保健医療福祉調整本部」と協議、調整を行い、緊密に連携する。</u></p> <p>(略)</p> <p>(5) 北海道医師会 北海道医師会は、道の要請に基づき、救護班(JMAT)を派遣し医療救護活動を行う。</p> <p>(略)</p>	<p>北海道地域防災計画との整合による修正</p> <p>北海道地域防災計画との整合による修正</p>

北広島市地域防災計画（一般災害対策編）新旧対照表

頁	修正前	修正後	理由
113	(新設)	(9) <u>北海道エアポート株式会社</u> <u>北海道エアポート株式会社は、道の要請に基づき、SCU（広域搬送拠点臨時医療施設）設置に伴う協力をを行う。</u> <u>協力する内容は、「広域搬送拠点臨時医療施設の設置及び運営に関する協定書」の定めるところによる。</u>	北海道地域防災計画との整合による修正
120 124	第13節 交通応急対策計画 (略) 第1 交通応急対策の実施 (略) 3 東京航空局道内各空港事務所 (略) 第4 緊急輸送道路ネットワーク計画 緊急輸送道路は、 <u>地震</u> 直後から発生する緊急輸送を円滑かつ確実に実施するために必要な道路であり、耐震性を有し、 <u>地震</u> 時にネットワークとして機能することが重要である。 このため、北海道、北海道開発局、東日本高速道路 <u>（株）北海道支社</u> 等の道路管理者と北海道警察等の防災関係機関からなる北海道緊急輸送道路ネットワーク計画等策定協議会では、緊急輸送を確保するため必要な「緊急輸送道路」を定め、緊急輸送道路のネットワーク化を図る北海道緊急輸送道路ネットワーク計画を策定している。 (略)	第13節 交通応急対策計画 (略) 第1 交通応急対策の実施 (略) 3 東京航空局道内各空港事務所、 <u>空港運営権者</u> (略) 第4 緊急輸送道路ネットワーク計画 緊急輸送道路は、 <u>災害</u> 直後から発生する緊急輸送を円滑かつ確実に実施するために必要な道路であり、耐震性を有し、 <u>災害</u> 時にネットワークとして機能することが重要である。 このため、北海道、北海道開発局、 <u>札幌市</u> 、東日本高速道路 <u>株式会社</u> 等の道路管理者と北海道警察、 <u>陸上自衛隊</u> 等の防災関係機関からなる北海道緊急輸送道路ネットワーク計画等策定協議会では、緊急輸送を確保するため必要な「緊急輸送道路」を定め、緊急輸送道路のネットワーク化を図る北海道緊急輸送道路ネットワーク計画を策定している。 (略)	北海道地域防災計画との整合による修正 北海道地域防災計画との整合による修正
128	第15節 食料供給計画 (略) 第2 食料の供給 1 食料の調達 (1) 北広島市 被災者等に対する炊き出し等の食料については、市内業者及び「災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定」（資料12-5）締結業者から調達するが、調達が困難な場合は、石狩振興局長を通じ知事に要請する。 なお、米穀については、必要に応じ、米穀の買入れ・販売等に関する基本要領（平成21年5月29日付け21総食第113号農林水産省総合食料局長通知）第4章第11の規定により、農林水産省 <u>政策統括官（以下「政策統括官」という。）</u> に直接、又は、石狩振興局長を通じて知事に対し、政府所有米穀の緊急の引渡を要請する。	第15節 食料供給計画 (略) 第2 食料の供給 1 食料の調達 (1) 北広島市 被災者等に対する炊き出し等の食料については、市内業者及び「災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定」（資料12-5）締結業者から調達するが、調達が困難な場合は、石狩振興局長を通じ知事に要請する。 なお、米穀については、必要に応じ、米穀の買入れ・販売等に関する基本要領（平成21年5月29日付け21総食第113号農林水産省総合食料局長通知）第4I章第11の規定により、農林水産省 <u>農産局長（以下「農産局長」という。）</u> に直接、又は、石狩振興局長を通じて知事に対し、政府所有米穀の緊急の引渡を要請する。	組織再編に伴う名称変更による修正（北海道農政事務所）

北広島市地域防災計画（一般災害対策編）新旧対照表

頁	修正前	修正後	理由
128	<p>(2) 北海道</p> <p>知事は、市長から要請があったとき又は、その事態に照らし緊急を要し、市町村からの要求を待ついとまがないと認められるときは、被災地域に過不足なく食料が供給されるよう十分な配慮のもと、食料を調達し、市に供給するとともに、供給すべき食料が不足するときは、政府対策本部（内閣府）に対し食料の調達を要請する。</p> <p>また、道は、支援物資を要する際に無償・有償の区分を明確化するとともに、その提供にあたっては、事前に経費負担の有無を明示する。</p> <p>なお、米穀については、必要に応じ、米穀の買入れ・販売等に関する基本要領（平成 21 年 5 月 29 日付け 21 総食第 113 号農林水産省総合食料局長通知）第 4 章第 11 の規定により、<u>政策統括官</u>から災害救助用米穀を確保し、市に供給するとともに、その受領方法等について指示する。</p> <p>(3) 北海道農政事務所</p> <p>道及び市と十分連絡を取りつつ、<u>応急用食料等の需給状況に関する情報収集を行うとともに</u>、農林水産省が調達及び供給した応急用食料等の供給状況に係る確認等を行う。</p>	<p>(2) 北海道</p> <p>知事は、市長から要請があったとき又は、その事態に照らし緊急を要し、市町村からの要求を待ついとまがないと認められるときは、被災地域に過不足なく食料が供給されるよう十分な配慮のもと、食料を調達し、市に供給するとともに、供給すべき食料が不足するときは、政府対策本部（内閣府）に対し食料の調達を要請する。</p> <p>また、道は、支援物資を要する際に無償・有償の区分を明確化するとともに、その提供にあたっては、事前に経費負担の有無を明示する。</p> <p>なお、米穀については、必要に応じ、米穀の買入れ・販売等に関する基本要領（平成 21 年 5 月 29 日付け 21 総食第 113 号農林水産省総合食料局長通知）第 4 I 章第 11 の規定により、<u>農産局長</u>から災害救助用米穀を確保し、市に供給するとともに、その受領方法等について指示する。</p> <p>(3) 北海道農政事務所</p> <p>道及び市と十分連絡を取りつつ、農林水産省が調達及び供給した応急用食料等の供給状況に係る確認等を<u>実施する</u>。</p>	<p>組織再編に伴う名称変更による修正（北海道農政事務所）</p> <p>表現の適正化（北海道農政事務所）</p>
148	<p>第 24 節 住宅対策計画 (略)</p> <p>第 2 実施の方法 (略)</p> <p>3 応急仮設住宅 (略)</p> <p>(3) <u>応急仮設住宅</u>の建設 原則として<u>応急仮設住宅</u>の設置は、知事が行う。</p> <p>(4) <u>応急仮設住宅</u>の建設用地 市及び道は、災害時に<u>応急仮設住宅</u>の設置が速やかに行われるよう、建設可能用地や建設可能戸数について、あらかじめ把握しておく。</p>	<p>第 24 節 住宅対策計画 (略)</p> <p>第 2 実施の方法 (略)</p> <p>3 応急仮設住宅 (略)</p> <p>(3) <u>建設型応急住宅</u>の建設 原則として<u>建設型応急住宅</u>の設置は、知事が行う。</p> <p>(4) <u>建設型応急住宅</u>の建設用地 市及び道は、災害時に<u>建設型応急住宅</u>の設置が速やかに行われるよう、建設可能用地や建設可能戸数について、あらかじめ把握しておく。</p>	<p>令和元年 10 月 1 日内閣府告示第 89 号を踏まえた修正</p>
154	<p>第 26 節 文教対策計画 (略)</p> <p>第 1 実施責任</p> <p>1 学校管理者等</p> <p>(1) 防災上必要な体制の整備</p> <p>災害発生時に迅速かつ適切な対応を図るために、各学校では平素から災害種別に応じた安全確保に努めるとともに、災害に備え職員等の任務の分担、相互の連携、時間外における職員の参集等についての体制を整備する。</p>	<p>第 26 節 文教対策計画 (略)</p> <p>第 1 実施責任</p> <p>1 学校管理者等</p> <p>(1) 防災上必要な体制の整備</p> <p>災害時に迅速かつ適切な対応を図るために、各学校では平素から災害種別に応じた安全確保に努めるとともに、災害に備え職員等の任務の分担、相互の連携、時間外における職員の参集等についての体制を整備する。</p>	<p>防災基本計画の修正に伴う修正</p>

北広島市地域防災計画（一般災害対策編）新旧対照表

頁	修正前	修正後	理由
154	<p>(2) 児童生徒等の安全確保</p> <p>ア 在校（園）中の安全確保</p> <p>在校（園）中の児童生徒等の安全を確保するため、児童生徒等に対して防災上必要な安全教育を行うとともに、災害発生時に迅速かつ適切な行動がとることができるよう防災訓練等の実施に努める。</p> <p>(略)</p> <p>第2 応急対象実施計画</p> <p>(略)</p>	<p>(2) 児童生徒等の安全確保</p> <p>ア 在校（園）中の安全確保</p> <p>在校（園）中の児童生徒等の安全を確保するため、児童生徒等に対して防災上必要な安全教育を行うとともに、災害時に迅速かつ適切な行動がとることができるよう防災訓練等の実施に努める。</p> <p>(略)</p> <p>第2 応急対象実施計画</p> <p>(略)</p>	<p>防災基本計画の修正に伴う修正</p>
155	<p>2 教育の要領</p> <p>(略)</p> <p>(2) 特別の教育計画による授業の実施に当たっては、次の点に留意する。</p> <p>(略)</p> <p>イ 教育活動の場所在寺院、公民館等学校以外の施設を利用する場合は、授業の効率化、児童生徒の安全確保に留意する。</p> <p>(略)</p>	<p>2 教育の要領</p> <p>(略)</p> <p>(2) 特別の教育計画による授業の実施に当たっては、次の点に留意する。</p> <p>(略)</p> <p>イ <u>公民館が避難所になっている場合など</u>、教育活動の場所として学校以外の施設を利用する場合は、授業の効率化、児童生徒の安全確保に留意する。</p> <p>(略)</p>	<p>表現の適正化（北海道）</p>
159	<p>第28節 家庭動物等対策計画</p> <p>(略)</p> <p>第2 家庭動物等の取扱い</p> <p>1 動物の飼い主は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）及び北海道動物の愛護及び管理に関する条例（平成13年条例第3号、以下本節において「条例」という。）に基づき、災害発生時においても、動物の健康及び安全を保持し適正に取り扱う。</p> <p>2 災害発生時において、市及び道は、関係団体の協力を得て、逸走犬等の保護・収容など適切な処置を講ずるとともに、市民等に対し、逸走犬等の収容について周知を図る。</p> <p>3 同行避難</p> <p>災害発生時には、条例第6条第1項第4号の規定に基づき、動物の飼い主は自らの責任により、同行避難（飼養している動物を伴い、安全な場所まで避難すること）を行う。</p> <p>(略)</p>	<p>第28節 家庭動物等対策計画</p> <p>(略)</p> <p>第2 家庭動物等の取扱い</p> <p>1 動物の飼い主は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）及び北海道動物の愛護及び管理に関する条例（平成13年北海道条例第3号。以下この節において「条例」という。）に基づき、災害時においても、動物の健康及び安全を保持し適正に取り扱う。</p> <p>2 災害時において、市及び道は、関係団体の協力を得て、逸走犬等の保護・収容など適切な処置を講ずるとともに、市民等に対し、逸走犬等の収容について周知を図る。</p> <p>3 同行避難</p> <p><u>家庭動物との同行避難について、予め市は避難所における家庭動物の種に応じた同行避難の可否について調整しておくとともに、災害時には家庭動物同行避難所の開設状況を広報する。</u></p> <p><u>また、災害時には、条例第6条第1項第4号の規定に基づき、動物の飼い主は自らの責任により、同行避難（飼養している動物を伴い、安全な場所まで避難すること）を行う。このため、市は、動物の飼い主に対し、避難用のケージ及び餌等の備蓄について、平素から広報等を通じ啓蒙を行う。</u></p> <p>(略)</p>	<p>表現の適正化（北海道）</p> <p>防災基本計画の修正に伴う修正</p> <p>取組の追記（北海道地方環境事務所）</p> <p>防災基本計画の修正に伴う修正</p> <p>ペット同行避難にかかる実証実験の成果に基づく追記</p>

北広島市地域防災計画（一般災害対策編）新旧対照表

頁	修正前	修正後	理由
160	<p>第29節 応急飼料計画 (略)</p> <p>第2 実施の方法 市長は、被災農家の家畜飼料等の確保ができないときは、応急飼料、転飼場所及び再播用飼料作物種子のあっせん区分により、次の事項を明らかにした文書をもって石狩振興局長を通じ道農政部長に応急飼料のあっせんを要請することができるものとし、道は必要に応じ農林水産省<u>生産局</u>に応急飼料のあっせんを要請する。 (略)</p>	<p>第29節 応急飼料計画 (略)</p> <p>第2 実施の方法 市長は、被災農家の家畜飼料等の確保ができないときは、応急飼料、転飼場所及び再播用飼料作物種子のあっせん区分により、次の事項を明らかにした文書をもって石狩振興局長を通じ道農政部長に応急飼料のあっせんを要請することができるものとし、道は必要に応じ農林水産省<u>畜産局</u>に応急飼料のあっせんを要請する。 (略)</p>	組織再編に伴う名称変更による修正（北海道農政事務所）
161	<p>第30節 廃棄物処理等計画</p> <p>災害によって発生する廃棄物等、被災者や避難者の生活に伴い発生する廃棄物(以下「災害廃棄物」という。)の処理及び死亡獣畜の処理等(以下「廃棄物等の処理」という。)の業務については、本計画の定めるところによる。 なお、災害廃棄物の処理については、「北海道災害廃棄物処理計画」や「市災害廃棄物処理計画」に基づき、円滑かつ迅速に行うものとする。 また、住居又はその周辺に運ばれた<u>土石、竹木</u>等の除去については、「本章 第25節 障害物除去計画」による。 (略)</p>	<p>第30節 廃棄物処理等計画</p> <p>災害によって発生する廃棄物等、被災者や避難者の生活に伴い発生する廃棄物(以下「災害廃棄物」という。)の処理及び死亡獣畜の処理等(以下「廃棄物等の処理」という。)の業務については、本計画の定めるところによる。 なお、災害廃棄物の処理については、「北海道災害廃棄物処理計画」や「市災害廃棄物処理計画」に基づき、円滑かつ迅速に行うものとする。 また、住居又はその周辺に運ばれた<u>土砂、樹木</u>等の除去については、「本章 第25節 障害物除去計画」による。 (略)</p>	表現の適正化（北海道）
168	<p>第34節 災害救助法の適用と実施 (略)</p> <p>第1 実施体制 救助法による救助の<u>実施</u>は、知事（石狩振興局長）が行う。 ただし、市長は知事から救助の実施について、個別の災害ごとに救助に関する事務一部を委任された場合は、自らの責任と判断において実施する。</p> <p>第2 救助法の適用基準 <u>(新設)</u> 救助法施行令第1条の定めにより、北広島市の適用基準は次のとおりである。 (略) <u>(新設)</u> (略)</p>	<p>第34節 災害救助法の適用と実施 (略)</p> <p>第1 実施体制 救助法による救助は、知事（石狩振興局長）が行う。 ただし、市長は知事から救助の実施について、個別の災害ごとに救助に関する事務一部を委任された場合は、自らの責任と判断において実施する。</p> <p>第2 救助法の適用基準 <u>1 災害が発生した場合</u> <u>救助法による救助は、市において次に掲げる程度の災害が発生した場合、当該災害にかかり現に救助を必要とする者に対して行う。</u> 救助法施行令第1条の定めにより、北広島市の適用基準は次のとおりである。 (略) <u>2 災害が発生するおそれがある場合</u> <u>災害が発生するおそれがある場合において、国が災害対策基本法に基づく災害対策本部を設置し、告示した所管区域内に市が該当する場合で、現に救助を必要とするものに対して行う。</u> (略)</p>	<p>表現の適正化（北海道）</p> <p>災害対策基本法の改正に伴う修正</p>

北広島市地域防災計画（一般災害対策編）新旧対照表

頁	修正前	修正後	理由																														
169 170	<p>第4章 救助の実施と種類 1 救助の実施と種類</p> <p>知事は、救助法を適用した市に対し、同法に基づき次に掲げるもののうち、必要と認める救助を実施する。</p> <p>なお、知事は、市長が実施した方がより迅速に災害に対処できると判断される次に掲げる救助の実施について、市長へ個別の災害ごとに救助に関する事務を通知により委任する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>救助の種類</th> <th>実施期間</th> <th>実施者区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>住宅の応急修理</td> <td><u>1</u>か月以内</td> <td>市</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(略)</p>	救助の種類	実施期間	実施者区分	(略)			住宅の応急修理	<u>1</u> か月以内	市	(略)			<p>第4章 救助の実施と種類 1 救助の実施と種類</p> <p>知事は、救助法を適用した市に対し、同法に基づき次に掲げるもののうち、必要と認める救助を実施する。</p> <p>なお、知事は、市長が実施した方がより迅速に災害に対処できると判断される次に掲げる救助の実施について、市長へ個別の災害ごとに救助に関する事務を通知により委任する。</p> <p><u>(1) 災害が発生した場合</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>救助の種類</th> <th>実施期間</th> <th>実施者区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>住宅の応急修理</td> <td><u>3</u>か月以内 <u>(国の災害対策本部が設置された場合は、6ヵ月以内)</u></td> <td>市</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p> <p><u>(2) 災害が発生するおそれがある場合</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>災害の種類</th> <th>実施期間</th> <th>実施者区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>避難所の設置</u></td> <td><u>救助を開始した日から、災害が発生しないと判明し、現に救助の必要がなくなった日まで</u></td> <td><u>市</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p>	救助の種類	実施期間	実施者区分	(略)			住宅の応急修理	<u>3</u> か月以内 <u>(国の災害対策本部が設置された場合は、6ヵ月以内)</u>	市	(略)			災害の種類	実施期間	実施者区分	<u>避難所の設置</u>	<u>救助を開始した日から、災害が発生しないと判明し、現に救助の必要がなくなった日まで</u>	<u>市</u>	<p>内閣府告示改正に伴う修正</p> <p>災害対策基本法の改正に伴う修正</p>
救助の種類	実施期間	実施者区分																															
(略)																																	
住宅の応急修理	<u>1</u> か月以内	市																															
(略)																																	
救助の種類	実施期間	実施者区分																															
(略)																																	
住宅の応急修理	<u>3</u> か月以内 <u>(国の災害対策本部が設置された場合は、6ヵ月以内)</u>	市																															
(略)																																	
災害の種類	実施期間	実施者区分																															
<u>避難所の設置</u>	<u>救助を開始した日から、災害が発生しないと判明し、現に救助の必要がなくなった日まで</u>	<u>市</u>																															
173	<p>第7章 事故災害対策計画 (略)</p> <p>第1節 航空災害対策計画 (略)</p> <p>第2章 災害予防 1 実施要領</p> <p>(1) 東京航空局道内各空港事務所、空港管理事務所 (略)</p>	<p>第7章 事故災害対策計画 (略)</p> <p>第1節 航空災害対策計画 (略)</p> <p>第2章 災害予防 1 実施要領</p> <p>(1) 東京航空局道内各空港事務所、空港管理事務所、<u>空港運営権者</u> (略)</p>	<p>道内7空港の一括民営化に伴う修正(東京航空局新千歳空港事務所)</p>																														

北広島市地域防災計画（一般災害対策編）新旧対照表

頁	修正前	修正後	理由
174	<p>第3 災害応急対策</p> <p>(略)</p> <p>2 災害広報</p> <p>(略)</p> <p>(1) 実施機関 東京航空局空港事務所、空港管理事務所、航空運送事業者、市（消防本部）、北海道、北海道警察、第1管区海上保安本部</p> <p>(略)</p> <p>3 応急活動体制</p> <p>(1) 北広島市 市長は、航空<u>災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合</u>、その状況に応じて「第3章 第1節 組織計画」に定めるところにより応急活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施する。</p> <p>(2) 防災関係機関 関係機関の長は、<u>航空災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合</u>、その状況に応じて応急活動体制を整え、関係機関と連携をとりながら、その所管に係る災害応急対策を実施する。</p>	<p>第3 災害応急対策</p> <p>(略)</p> <p>2 災害広報</p> <p>(略)</p> <p>(1) 実施機関 東京航空局空港事務所、空港管理事務所、<u>空港運営権者</u>、航空運送事業者、市（消防本部）、北海道、北海道警察、第1管区海上保安本部</p> <p>(略)</p> <p>3 応急活動体制</p> <p>(1) 北広島市 市長は、航空<u>災害時</u>、その状況に応じて「第3章 第1節 組織計画」に定めるところにより応急活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施する。</p> <p>(2) 防災関係機関 関係機関の長は、<u>航空災害時</u>、その状況に応じて応急活動体制を整え、関係機関と連携をとりながら、その所管に係る災害応急対策を実施する。</p>	<p>道内7空港の一括民営化に伴う修正（東京航空局新千歳空港事務所）</p> <p>防災基本計画の修正に伴う修正</p>
177 179	<p>第2節 鉄道災害対策計画</p> <p>(略)</p> <p>第3 災害応急対策</p> <p>(略)</p> <p>3 応急活動体制</p> <p>(1) 北広島市 市長は、鉄道<u>災害が発生し、又は発生するおそれがある場合</u>、その状況に応じて「第3章 第1節 組織計画」に定めるところにより応急活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施する。</p> <p>(2) 防災関係機関 関係機関の長は、鉄道<u>災害が発生し、又は発生するおそれがある場合</u>、その状況に応じて応急活動体制を整え、関係機関と連携をとりながら、その所管に係る災害応急対策を実施する。</p> <p>(略)</p>	<p>第2節 鉄道災害対策計画</p> <p>(略)</p> <p>第3 災害応急対策</p> <p>(略)</p> <p>3 応急活動体制</p> <p>(1) 北広島市 市長は、鉄道<u>災害時</u>、その状況に応じて「第3章 第1節 組織計画」に定めるところにより応急活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施する。</p> <p>(2) 防災関係機関 関係機関の長は、鉄道<u>災害時</u>、その状況に応じて応急活動体制を整え、関係機関と連携をとりながら、その所管に係る災害応急対策を実施する。</p> <p>(略)</p>	<p>防災基本計画の修正に伴う修正</p>

北広島市地域防災計画（一般災害対策編）新旧対照表

頁	修正前	修正後	理由
181 182	<p>第3節 道路災害対策計画 (略)</p> <p>第3 災害応急対策 (略)</p> <p>3 応急活動体制 (1) 北広島市 市長は、道路<u>災害が発生し、又は発生するおそれがある場合</u>、その状況に応じて「第3章 第1節 組織計画」に定めるところにより応急活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施する。</p> <p>(2) 防災関係機関 関係機関の長は、道路<u>災害が発生し、又は発生するおそれがある場合</u>、その状況に応じて応急活動体制を整え、関係機関と連携をとりながら、その所管に係る災害応急対策を実施する。</p> <p>(略)</p>	<p>第3節 道路災害対策計画 (略)</p> <p>第3 災害応急対策 (略)</p> <p>3 応急活動体制 (1) 北広島市 市長は、道路<u>災害時</u>、その状況に応じて「第3章 第1節 組織計画」に定めるところにより応急活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施する。</p> <p>(2) 防災関係機関 関係機関の長は、道路<u>災害時</u>、その状況に応じて応急活動体制を整え、関係機関と連携をとりながら、その所管に係る災害応急対策を実施する。</p> <p>(略)</p>	<p>防災基本計画の修正に伴う修正</p>
188 193	<p>第4節 危険物等災害対策計画 (略)</p> <p>第4 災害応急対策 (略)</p> <p>3 応急活動体制 (1) 北広島市 市長は、危険物等<u>災害が発生し、又は発生するおそれがある場合</u>、その状況に応じて「第3章 第1節 組織計画」に定めるところにより応急活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施する。</p> <p>(2) 防災関係機関 関係機関の長は、危険物等<u>災害が発生し、又は発生するおそれがある場合</u>、その状況に応じて応急活動体制を整え、関係機関と連携をとりながら、その所管に係る災害応急対策を実施する。</p> <p>(略)</p>	<p>第4節 危険物等災害対策計画 (略)</p> <p>第4 災害応急対策 (略)</p> <p>3 応急活動体制 (1) 北広島市 市長は、危険物等<u>災害時</u>、その状況に応じて「第3章 第1節 組織計画」に定めるところにより応急活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施する。</p> <p>(2) 防災関係機関 関係機関の長は、危険物等<u>災害時</u>、その状況に応じて応急活動体制を整え、関係機関と連携をとりながら、その所管に係る災害応急対策を実施する。</p> <p>(略)</p>	

北広島市地域防災計画（一般災害対策編）新旧対照表

頁	修正前	修正後	理由
<p>195</p> <p>196</p> <p>197</p>	<p>第5節 大規模な火事災害対策計画 (略)</p> <p>第3 災害応急対策 (略)</p> <p>3 応急活動体制 (1) 北広島市 市長は、大規模な火事<u>災害が発生し、又は発生するおそれがある場合</u>、その状況に応じて「第3章 第1節 組織計画」に定めるところにより応急活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施する。</p> <p>(2) 防災関係機関 関係機関の長は、大規模な火事<u>災害が発生し、又は発生するおそれがある場合</u>、その状況に応じて応急活動体制を整え、関係機関と連携をとりながら、その所管に係る災害応急対策を実施する。 (略)</p>	<p>第5節 大規模な火事災害対策計画 (略)</p> <p>第3 災害応急対策 (略)</p> <p>3 応急活動体制 (1) 北広島市 市長は、大規模な火事<u>災害時</u>、その状況に応じて「第3章 第1節 組織計画」に定めるところにより応急活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施する。</p> <p>(2) 防災関係機関 関係機関の長は、大規模な火事<u>災害時</u>、その状況に応じて応急活動体制を整え、関係機関と連携をとりながら、その所管に係る災害応急対策を実施する。 (略)</p>	<p>防災基本計画の修正に伴う修正</p>
<p>199</p> <p>203</p>	<p>第6節 林野火災対策計画 (略)</p> <p>第3 応急対策 (略)</p> <p>3 応急活動体制 (1) 北広島市 市長は、広範囲にわたる林野の焼失等の<u>災害が発生し、又は発生するおそれがある場合</u>、その状況に応じて「第3章 第1節 組織計画」に定めるところにより応急活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施する。</p> <p>(2) 防災関係機関 関係機関の長は、広範囲にわたる林野の焼失等の<u>災害が発生し、又は発生するおそれがある場合</u>、その状況に応じて応急活動体制を整え、関係機関と連携をとりながら、その所管に係る災害応急対策を実施する。 (略)</p>	<p>第6節 林野火災対策計画 (略)</p> <p>第3 応急対策 (略)</p> <p>3 応急活動体制 (1) 北広島市 市長は、広範囲にわたる林野の焼失等の<u>災害時</u>、その状況に応じて「第3章 第1節 組織計画」に定めるところにより応急活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施する。</p> <p>(2) 防災関係機関 関係機関の長は、広範囲にわたる林野の焼失等の<u>災害時</u>、その状況に応じて応急活動体制を整え、関係機関と連携をとりながら、その所管に係る災害応急対策を実施する。 (略)</p>	<p>防災基本計画の修正に伴う修正</p>

北広島市地域防災計画（一般災害対策編）新旧対照表

頁	修正前	修正後	理由
205	<p>第7節 大規模停電災害対策計画 (略)</p> <p>第2 災害予防 (略)</p> <p>1 実施事項 (1) 北海道電力株式会社・北海道電力ネットワーク株式会社 (略) (2) 北海道経済産業局 (略) (3) 北海道産業保安監督部 (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(4) 防災関係機関</u> (略)</p>	<p>第7節 大規模停電災害対策計画 (略)</p> <p>第2 災害予防 (略)</p> <p>1 実施事項 (1) 北海道電力株式会社・北海道電力ネットワーク株式会社 (略) (2) 北海道経済産業局 (略) (3) 北海道産業保安監督部 (略)</p> <p><u>(4) 北海道</u> <u>大規模停電発生時に電源車の配備等、関係機関から円滑な支援を受けられるよう、あらかじめ、病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設及び災害応急対策に係る機関が保有する施設の非常用電電の設置状況、最大燃料備蓄量等を収集・整理し、リスト化を行う。</u></p> <p>(5) 防災関係機関 (略)</p>	<p>防災基本計画の修正に伴う修正</p>
206	<p><u>(5) 病院等の防災上重要な施設</u> <u>病院等の医療機関その他の防災上重要な施設</u>は、非常用電源を整備するとともに、その燃料を満量しておくなど、停電時に対応できる電源の確保に努めるものとする。</p>	<p><u>(6) 病院等の重要施設</u> <u>病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設</u>は、非常用電源を整備するとともに、その燃料を満量しておくなど、停電時に対応できる電源の確保に努めるものとする。</p>	
207	<p>第3 災害応急対策 (略)</p> <p>3 応急活動体制 (1) 北広島市 市は、大規模停電<u>災害が発生し、又は発生するおそれがある場合</u>、その状況に応じて応急活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施する。 (略) (3) 防災関係機関 関係機関の長は、大規模停電<u>災害が発生し、又は発生するおそれがある場合</u>、その状況に応じて応急活動体制を整え、関係機関と連携をとりながら、その所管に係る災害応急対策を実施する。 (略)</p>	<p>第3 災害応急対策 (略)</p> <p>3 応急活動体制 (1) 北広島市 市は、大規模停電<u>災害時</u>、その状況に応じて応急活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施する。 (略) (3) 防災関係機関 関係機関の長は、大規模停電<u>災害時</u>、その状況に応じて応急活動体制を整え、関係機関と連携をとりながら、その所管に係る災害応急対策を実施する。 (略)</p>	

北広島市地域防災計画（一般災害対策編）新旧対照表

頁	修正前	修正後	理由
208	<p>7 応急電力対策</p> <p>(1) 緊急的な電力供給</p> <p><u>北海道電力ネットワーク株式会社は、市や道と優先度を協議のうえ、防災関係機関、医療機関、避難施設等へ発電機車などによる緊急的な電力供給を行うものとする。</u></p> <p>(略)</p>	<p>7 応急電力対策</p> <p>(1) 緊急的な電力供給</p> <p><u>ア 道は、大規模停電発生時には直ちに、あらかじめリスト化した重要施設の非常用電源の設置状況を踏まえ、関係市町村を通して、これらの施設の非常用電源の稼働状況を確認の上、電源の確保が必要な施設の把握を行い、電源車等の配備先の候補案を作成する。</u></p> <p><u>イ 道は、北海道電力株式会社及び北海道電力ネットワーク株式会社等の関係機関と協議の上、電源車等の配備先を決定する。</u></p> <p><u>ウ 北海道電力株式会社及び北海道電力ネットワーク株式会社は、イによる決定に基づき電源車等の配備を行うなど、道があらかじめリスト化した重要施設への電力の優先供給に努めるものとする。</u></p> <p>(略)</p>	<p>防災基本計画の修正に伴う修正</p>